

# **第三次東大和市 特別支援教育推進計画 (一部改訂版)**

**令和7年3月  
東大和市教育委員会**

## はじめに

市教育委員会は、東大和市における特別支援教育の目指すべき方向性を体系的に理解・共有することを目的として、平成26年に「東大和市特別支援教育推進計画」、平成29年に「第二次東大和市特別支援教育推進計画」、令和4年に「第三次東大和市特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育の推進を進めてまいりました。「第三次東大和市特別支援教育推進計画」においては、学校や関係機関はもとより、市民や保護者にも、特別支援教育や学校内での取組状況等について広く周知するとともに、時代や特別支援教育に係るニーズに応じた新たな取組を実施してまいりました。

計画策定後においても、子ども基本法の施行・こども大綱の策定や改正障害者差別解消法の施行等の法改正やICT環境の整備や学びを通じたウェルビーイングの充実に向けた取組の推進など、支援を必要とする児童・生徒を取り巻く状況に様々な変化がありました。

こうした状況の変化を踏まえて、「第三次東大和市特別支援教育推進計画（一部改訂版）」では、「第三次東大和市特別支援教育推進計画」における令和4・5年度の取組状況を検証し、時代や状況に沿った取組内容を実施するために、見直しを行い、内容の一部を改訂することにより、更なる特別支援教育の理解推進を図ってまいります。

また、引き続き、国や東京都の特別支援教育に係る動向等を踏まえ、環境の変化に応じた新たな取組に挑戦することで、支援を必要とする児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するための教育を実現してまいります。

市教育委員会は特別支援教育に係る取組を着実に推進し、支援が必要な児童・生徒の社会的自立を図ることや地域の一員として生きていく力を培い、地域全体で特別支援教育の理解を深め、共生社会の実現を目指してまいります。

今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

東大和市教育委員会

## 目 次

### はじめに

I 中間年度見直しの実施について	
1 中間年度における見直し実施の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 国等の特別支援教育に関する動向	2
4 東大和市における関連する計画等の状況	6
5 計画の理念	8
II 東大和市における特別支援教育の現状	
1 特別支援学級等の設置状況【小学校】	10
2 特別支援学級等の設置状況【中学校】	11
3 特別支援学級等の児童・生徒の在籍状況	12
4 学校における校内委員会の取組	15
III 第三次東大和市特別支援教育推進計画の取組状況	
第三次東大和市特別支援教育推進計画（体系図）	18～19
1 第三次東大和市特別支援教育推進計画の指針	20
「1学校の指導体制の充実」	21
「2ライフステージに対応した特別支援教育体制の連携・充実」	22
「3保護者支援の充実」	23
2 第三次東大和市特別支援教育推進計画の実施状況	24
3 取組内容における評価	26
第三次東大和市特別支援教育推進計画における実施状況と評価	27～36
IV 計画の実施と評価	37
V 資料・用語解説	
就学支援シート	38
ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくり	39
学校生活支援シート	41
個別指導計画	43
特別支援教室リーフレット（小学校）	45
特別支援教室リーフレット（中学校）	46
特別支援教育啓発パンフレット（未就学児保護者向け）	47
自立活動の目標と内容（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領より）	48
学習と行動のチェックリスト（小学校1、2学年用）	49
学習と行動のチェックリスト（小学校3、4、5、6学年用）	51

学習と行動のチェックリスト（中学生用）	53
文字の読み書きチェックリスト	55
社会性・行動のチェックリスト	56
用語解説	57
第三次東大和市特別支援教育推進計画中間年度見直し懇談会設置要綱	60
第三次東大和市特別支援教育推進計画中間年度見直し懇談会委員名簿	61
第三次東大和市特別支援教育推進計画中間年度見直し懇談会経過	62
パブリックコメント	62

# I 中間年度見直しの実施について



# I 中間年度見直しの実施について

## I 中間年度における見直し実施の目的

東大和市では、国の法令及び東京都の実施計画や通知等に基づき実践してきた特別支援教育について整理し、市教育委員会が目指している方向性を体系的に理解・共有することを目的として、平成26年に「東大和市特別支援教育推進計画」を、平成29年に「第二次東大和市特別支援教育推進計画」、令和4年に「第三次東大和市特別支援教育推進計画」を策定しました。「第三次東大和市特別支援教育推進計画」では、『すべての子どもたちがお互いを尊重し、豊かな心で生き生き育つまち 東大和』を理念とし、指針に基づく施策を実施してきました。

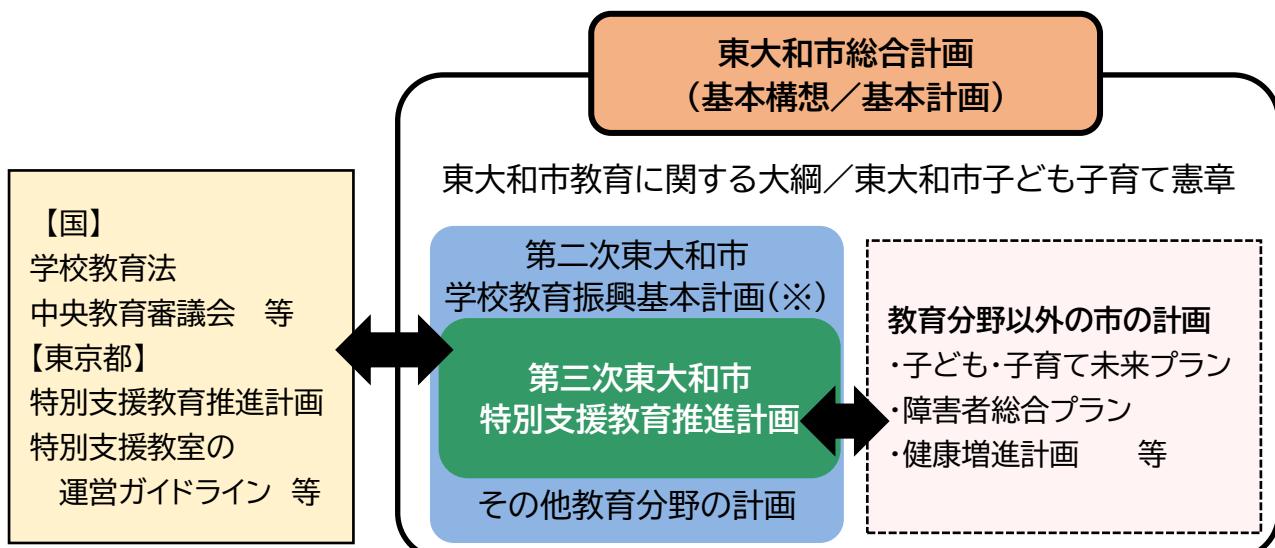
計画期間は、令和4年度から8年度までの5年間としており、令和6年度が中間年度に当たります。

そこで、施策ごとの取組状況の実績を検証し、計画策定期の目標と実績値の比較や国等の特別支援教育に関する動向等を踏まえ、内容の見直しを行います。

## 2 計画の位置づけ

第三次東大和市特別支援教育推進計画は、東大和市総合計画（基本構想/基本計画）で定められた施策の一つである学校教育施策の長期的な指針「第二次東大和市学校教育振興基本計画」（※）の中の、特別支援教育の推進について具体化し、その方向性を示すものです。本計画は、国の法令や指針、東京都の実施計画等の動向を踏まえるとともに東大和市子ども・子育て未来プラン等の各行政計画との調和を図り策定しました。

表1 第三次東大和市特別支援教育推進計画と他計画等の関係（計画策定期）



※中間年度見直し実施時には、令和6年～10年を計画期間とする  
「第三次東大和市学校振興基本計画」を策定しています。

### 3 国等の特別支援教育に関する動向

---

#### (1) 学校教育法の一部改正

平成19年4月に、従来の「特殊教育（心身障害教育）」から「特別支援教育」への転換が図られました。特別支援教育は、発達障害を含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されることとされました。また、平成25年9月における学校教育法施行令の一部改正では、障害のある幼児・児童・生徒の就学先について、区市町村教育委員会が、幼児・児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改められました。

#### (2) 児童の権利に関する条約

平成6年4月、国は「児童の権利に関する条約」に批准、同年5月に発効しました。

同条約は、18歳未満を「児童」と定義し、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したもので、国際人権規約において定められている権利を児童について詳しく表し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項が規定されています。

#### (3) 障害者の権利に関する条約の締結

平成19年9月、国は「障害者権利条約」に署名し、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等の国内法の整備を進め、平成26年1月に批准しました。条約第24条では、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。また、この権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められています。

令和4年8月、批准後初めて、障害者権利条約の対日審査と勧告があり、勧告の趣旨を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶための条件整備を進めていくとしています。

#### (4) 障害者基本法の改正

障害者権利条約の批准に先立ち、平成23年8月に障害者基本法が改正されました。障害者の教育については、第16条において「障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されています。

#### (5) 障害者差別解消法の制定

平成28年4月に障害者差別解消法が制定されました。同法は「障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者に対する合理的配慮の提供」について行政機関等の法的義務と定められるなど、障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現

に資することを目的としています。

令和6年4月から改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者においても「障害者に対する合理的配慮の提供」が義務化されました。

#### (6) 発達障害者支援法の改正

発達障害者の支援の一層の充実を図るため、平成28年5月に改正されました。この改正では、切れ目なく発達障害のある方の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、第8条において、国及び地方公共団体は、「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うこと」等が新たに規定されました。

#### (7) こども基本法の施行・こども大綱の策定

令和5年4月こども基本法が施行され、同法の基本理念に基づき、こども施策を総合的に推進するため、こども大綱が策定されました。

こども大綱における「ライフステージを通した重要事項」では特別支援教育について、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めること等の施策に取り組むこととしています。

#### (8) 児童福祉法の一部改正

平成28年6月に、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応として、医療的ケア児への支援の体制整備が努力義務とされました。教育関係においては、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との連携に加え、関係機関とも連携しながら、その教育的ニーズにより一層適切に応えられるよう求めています。

#### (9) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行

令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行されました。同法の基本理念として、医療的ケア児が医療的ケアを必要としない幼児・児童・生徒と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に医療的ケアに係る支援が行われるなど、社会全体で支えることが示されました。また、第10条では、国及び地方公共団体は医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう必要な措置を講ずることとされています。

#### (10) 中央教育審議会初等中等教育分科会による報告

国では、障害者権利条約第24条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会により、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。同報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

#### （11）障害者活躍推進プランの策定

国では、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを打ち出し、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進するため、障害者活躍推進プランを策定しました。同プランは、重点的に進める6つの政策プランが掲げられ、教育分野では「発達障害等のある子供達の学びを支える～共生の「学び」に向けた質の向上プラン～」を定めています。

#### （12）中央教育審議会による「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（答申）

国は、中央教育審議会に「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問し、令和3年1月に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」の答申を受けました。この答申では、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としました。その中で、「新時代の特別支援教育の在り方について」の基本的な考え方として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進することとされています。

#### （13）東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定

平成16年11月、東京都教育委員会は、東京都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」を策定しました。平成29年2月には「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念とした「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定しました。

## 参考 (10) 中央教育審議会初等中等教育分科会による報告

### 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

(平成 24 年7月 抜粋)

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方に基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。
  - ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
  - ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
  - ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。
- 今後の進め方については、施策を短期(「障害者の権利に関する条約」批准まで)と中長期(同条約批准後の 10 年間程度)に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。

## 4 東大和市における関連する計画等の状況

---

### (1) 第三次基本構想・第五次基本計画（令和4年度～令和23年度）

令和4年度を初年度とする「東大和市総合計画 輝きプラン」を策定しました。総合計画では、20年後に市が目指すべき“まち”的姿（将来都市像）を掲げる（第三次基本構想）とともに、その将来像を実現するために当初10年で行うべき施策を明らかにします（第5次基本計画）。

第三次基本構想では、基本目標として以下の6つを掲げています。

- 子どもたちの笑顔があふれるまち
- 健康であたたかい心のかよいあうまち
- 安全・安心で利便性が高いまち
- 心豊かに暮らせるまち
- 環境にやさしいまち
- むらしと産業が調和した活力あるまち

### (2) 第三次学校教育振興基本計画（令和6年度～令和10年度）

学校教育振興基本計画では、「笑顔あふれる豊かな学び 一人一人のウェルビーイングを高める学校づくり」を基本理念とし、以下の方針を掲げています。

- グローバル化する社会の持続可能な発展に向けて主体的に学び続ける力の育成
- 誰一人取り残さない全ての児童・生徒の可能性を引き出す学びの保障
- 学校・家庭・地域の連携による学びの充実
- 教育DXの推進

### (3) 子ども・子育て未来プラン（令和2年度～令和6年度）

子ども・子育て未来プランでは、以下の基本目標を掲げています。

- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります
- ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境を作ります
- 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります
- 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります
- 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

### (4) 第3次障害者総合プラン（令和6年度～令和8年度）

第3次障害者総合プランでは、以下の計画目標を掲げています。

- 自立を支える基盤の整備と充実
- 自立を支えるサービスの充実
- ライフステージに対応した支援の充実
- 共生社会実現を目指した地域づくり

## (5) SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標です。

令和12年を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGsでは、達成すべき具体的目標として、17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）が示されています。

このSDGsについて、国では、平成28年に「SDGs実施指針」を策定し、SDGsを全国的に実施するためには、地方自治体などによる積極的な取組が不可欠であるとしています。

当市では、SDGsで掲げられている17のゴールについて、地方自治体の取組と密接な関連があり、地方自治体の取組そのものが、SDGsの達成につながるものであると考えています。本計画で掲げる施策や事業を推進することにより、SDGsの達成に取り組んでいきます。

図1 SDGsの17のゴール



上記のうち、本計画と密接な関連のあるゴールは、以下のとおりです。

図2 本計画と密接な関連のあるゴール



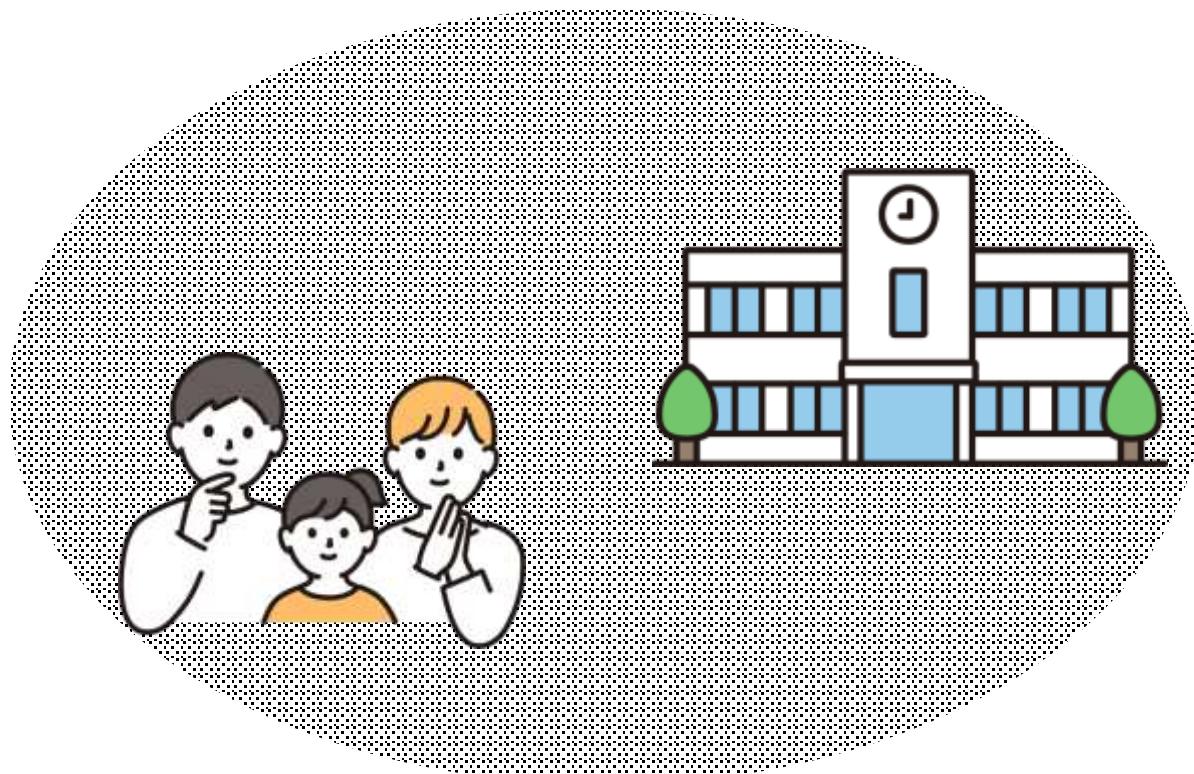
## 5 計画の理念

---

特別支援教育の理念は、「発達障害を含め障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う」ものです。第二次計画ではこの理念のもとに、特別支援教育に係る施策を計画的に進めてきました。

第三次東大和市特別支援教育推進計画では、第二次計画の理念を継承し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するために、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることや地域の一員として生きていく力を培い、地域共生社会の実現を目指して、計画の理念を次のように定めています。

『すべての子どもたちがお互いを尊重し、  
豊かな心で生き生きと育つまち 東大和』



## II 東大和市における 特別支援教育の現状



## II 東大和市における特別支援教育の現状

東大和市には、市立小学校10校、市立中学校5校の計15校があります。

児童・生徒一人一人の多様な教育ニーズや発達の状態等に応じた教育を行うために、少人数学級で個別指導を中心とする特別支援学級（固定制）、学習面や行動面の課題または言葉の発達の課題に対して一部の特別な支援を週1回程度行う通級指導学級・特別支援教室を設置しています。

児童・生徒一人一人には、それぞれの課題や特性があります。通常の学級では、学校生活の様々な場面で苦手とすることがあります。支援を必要とする児童・生徒の把握と支援、情報を共有するシステムとして各学校に「校内委員会」を設置し、特別支援教育の中心的な役割を担っています。

児童・生徒及び保護者の特別支援教育に対するニーズは高まっています。

児童・生徒の支援のためには発達障害等の早期発見・早期支援が重要とされていることから、幼稚園・保育施設等への巡回相談や乳幼児健康診査による早期発見、教員の特別支援教育の理解や指導力向上による早期支援の強化に取り組んでいます。

各学校では特別支援教育の推進に向けて様々な取組を行っています。「ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくり」では、どの児童・生徒にも安心感を与え、落ち着いた学校生活を送るための視点を整理し、活用しています。また、学校生活支援シート等の作成による児童・生徒の実態把握に努め、学校内における支援体制の充実を図っています。

### 児童・生徒が学校生活で困っていること（例）



## I 特別支援学級等の設置状況【小学校】

### (1) 特別支援教室：全校実施

在籍学級での学習におおむね参加できているものの、行動面や一部学習のつまずきがあり、個別に改善・補充を必要とする児童が対象です。

在籍する学校の特別支援教室で指導を受けます。

拠点校	巡回校	グループ名称
第二小学校	第八小学校、第十小学校	くぬぎグループ
第六小学校	第三小学校、第四小学校、第五小学校	けやきグループ
第七小学校	第一小学校、第九小学校	ななもりグループ

### (2) ことばの教室（通級制）：1校設置 第七小学校

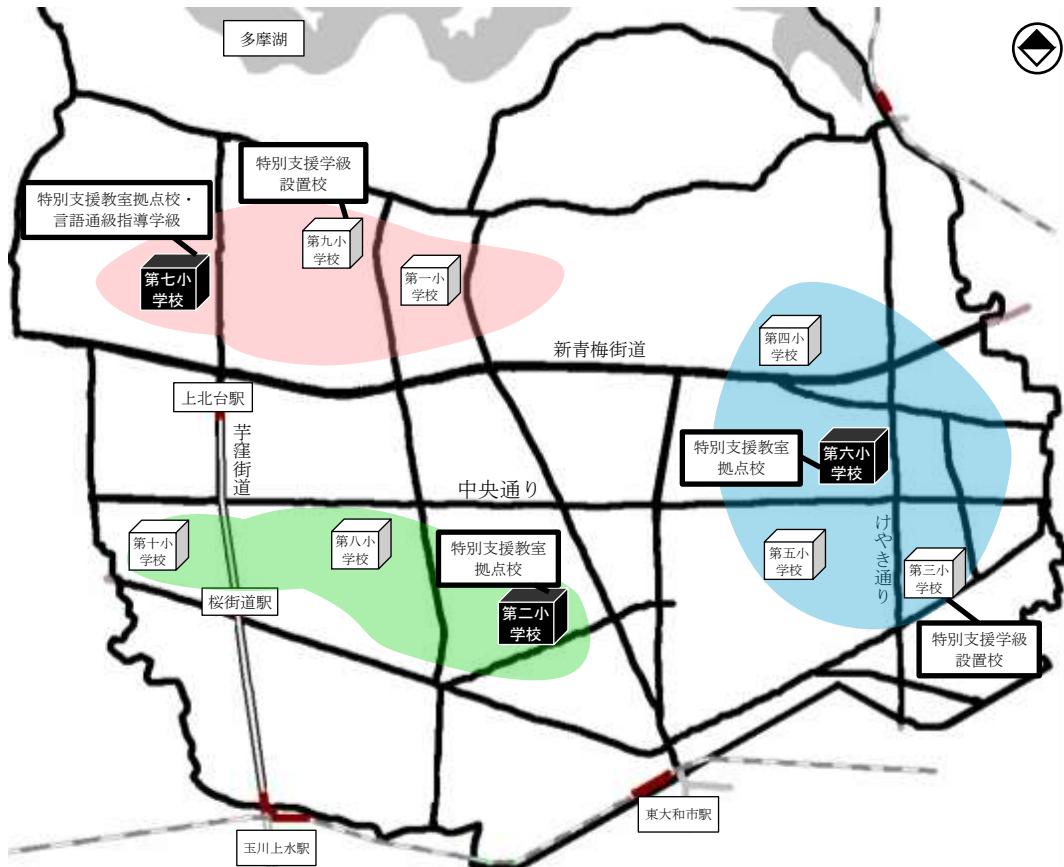
在籍学級での学習に参加でき、ことばの発達に課題があり、特別支援教室、特別支援学級での指導が不要な児童が対象です。市内すべての小学校に在籍する児童が対象となり、第七小学校に週1日60分程度通級して、課題に応じた指導を実施します。

### (3) 知的障害学級（固定制）：2校設置 第三小学校、第九小学校

軽度の知的発達の遅れがあり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、学習では文章を読んで短くまとめるなどが困難な児童を対象としています。

少人数学級で個々の課題に応じた教育を実施します。

図1 東大和市立小学校の地図



## 2 特別支援学級等の設置状況【中学校】

### (1) 特別支援教室：全校実施

在籍学級での学習におおむね参加できているものの、行動面や一部学習のつまずきがあり、個別に改善・補充を必要とする生徒が対象です。

在籍する学校の特別支援教室で指導を受けます。令和4年度までは第二中学校及び第三中学校を拠点校としていましたが、令和5年度から中学校における統一した指導体制の整備等を目的に、拠点校を第二中学校に集約しました。

拠点校	巡回校	グループ名称
第二中学校	第一中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校	ステップ教室

### (2) 知的障害学級（固定制）：2校設置 第一中学校、第五中学校（7組）

軽度の知的発達の遅れがあり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、学習では文章を読んで短くまとめることなどが困難な生徒を対象にしています。

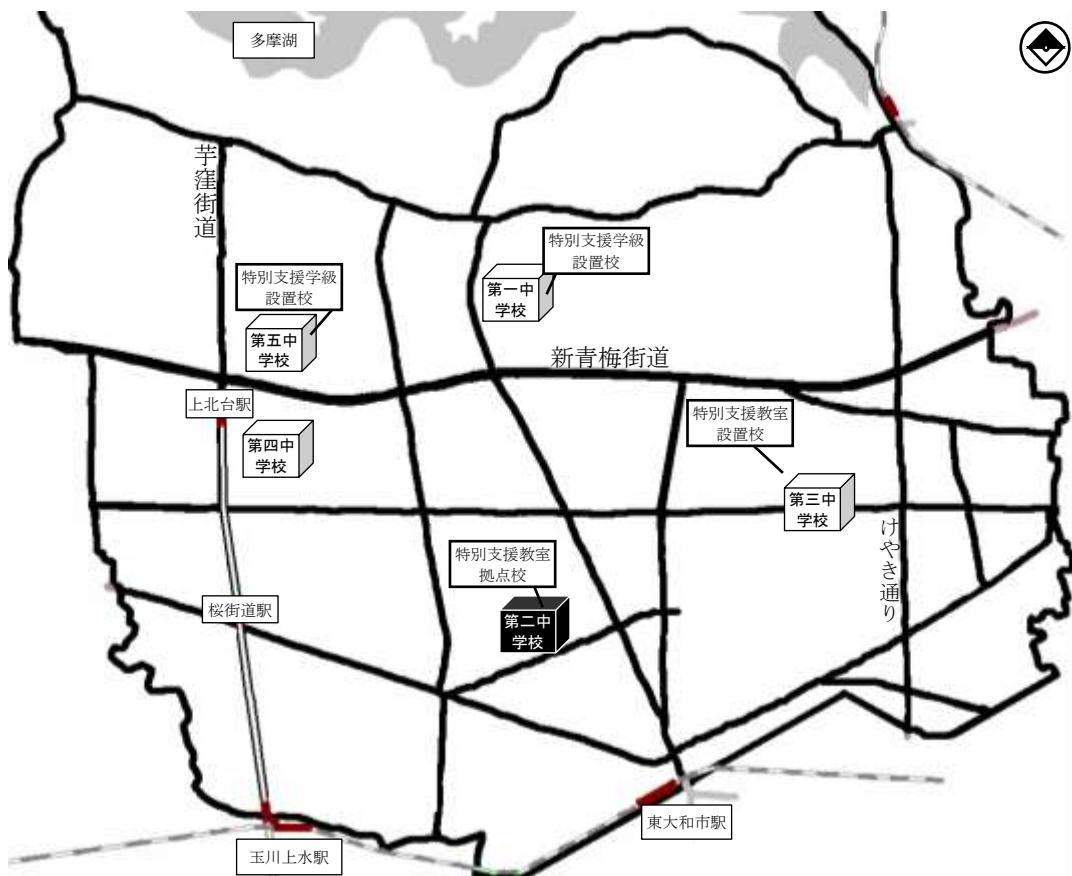
少人数学級で個々の課題に応じた教育を実施します。

### (3) 自閉症・情緒障害学級（固定制）：1校設置 第五中学校（8組）

他人との意思疎通や対人関係の構築に課題があり、特別支援教室の指導だけでは、在籍学級での学習成果を向上させることが困難な生徒を対象にしています。

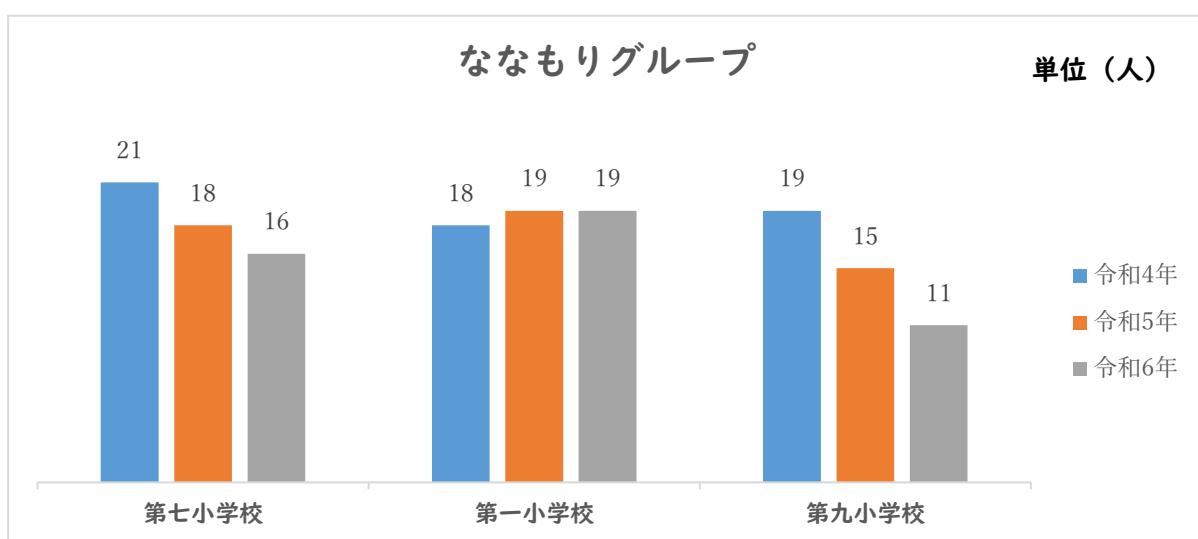
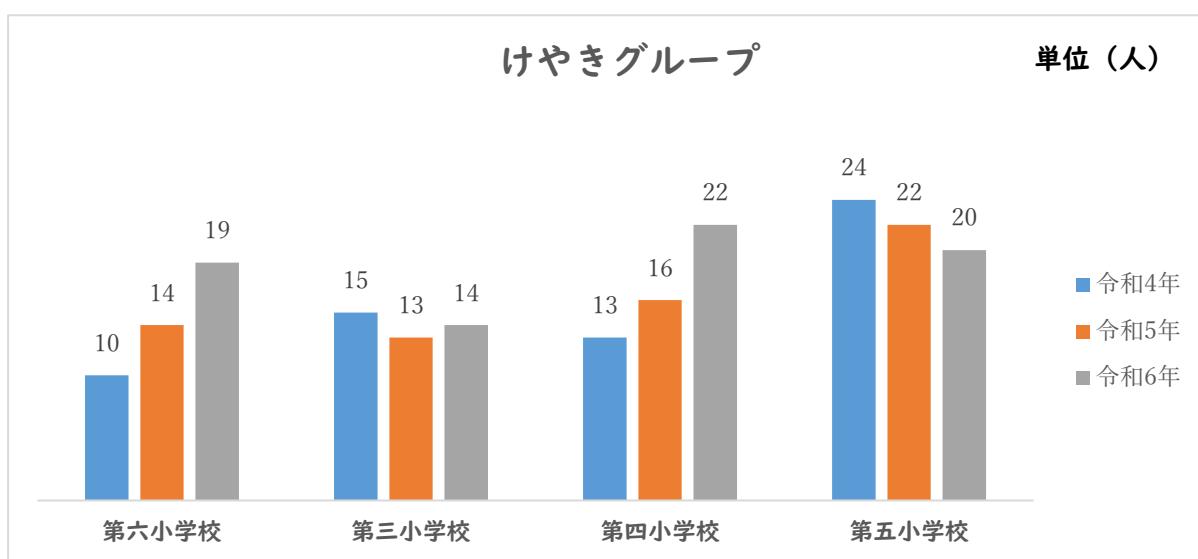
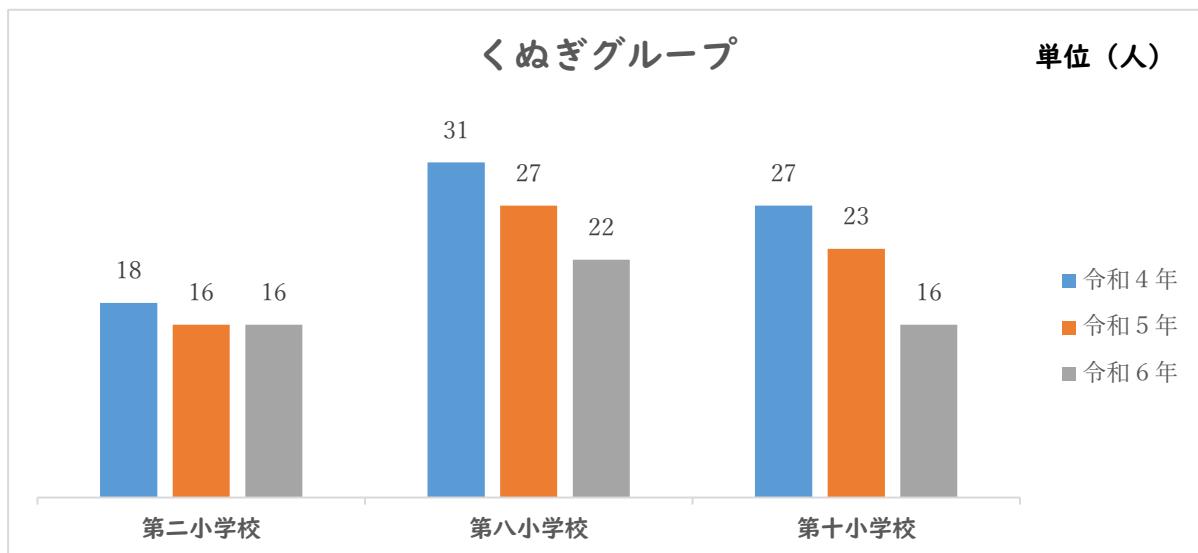
少人数学級で個々に応じた環境調整及び指導を受け、課題に応じた教育を実施します。

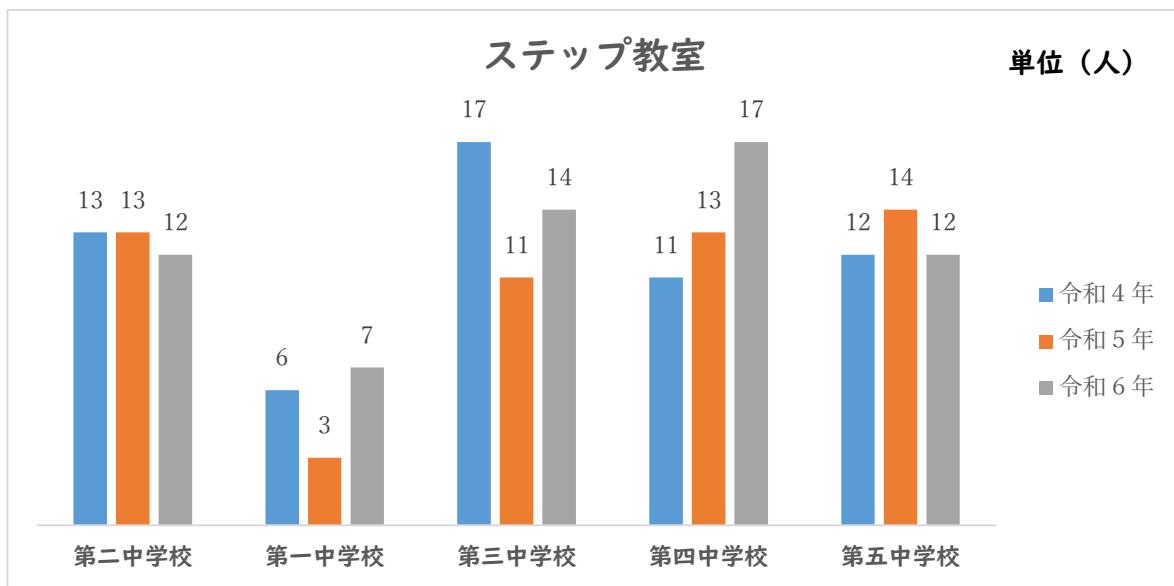
図1 東大和市立中学校の地図



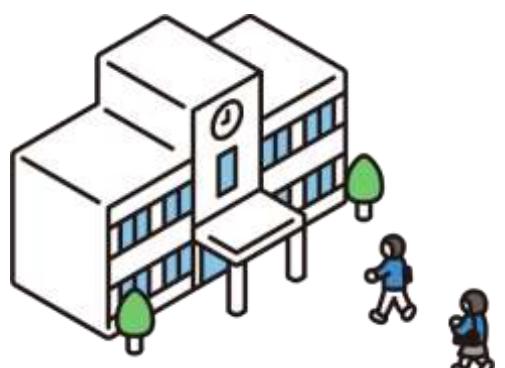
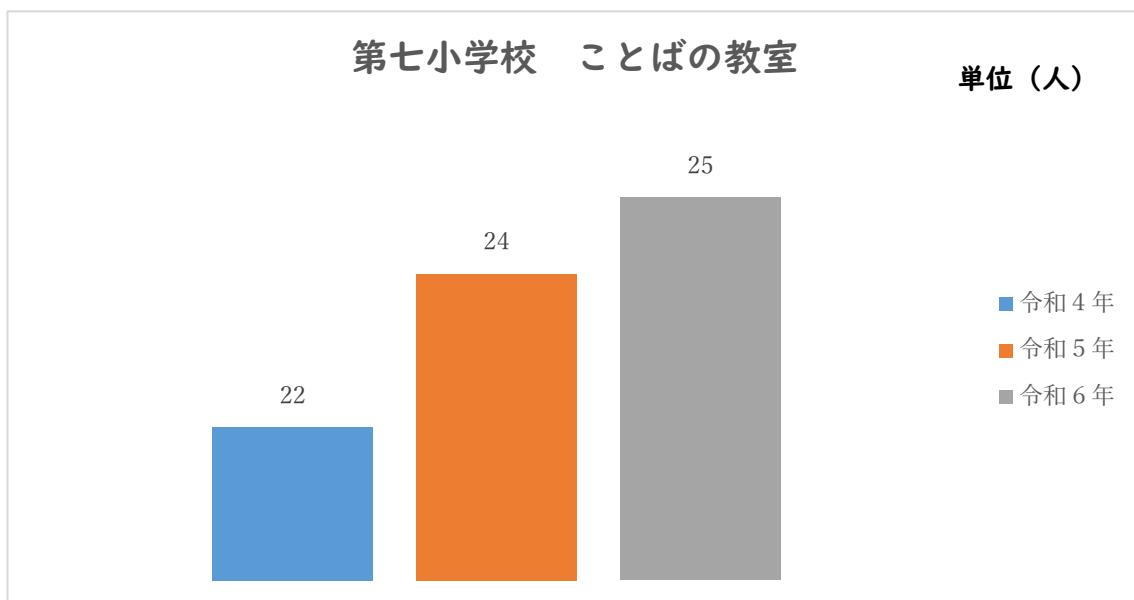
### 3 特別支援学級等の児童・生徒の在籍状況（令和4年度～6年度）

#### （1）特別支援教室（各年度ともに4月7日時点）

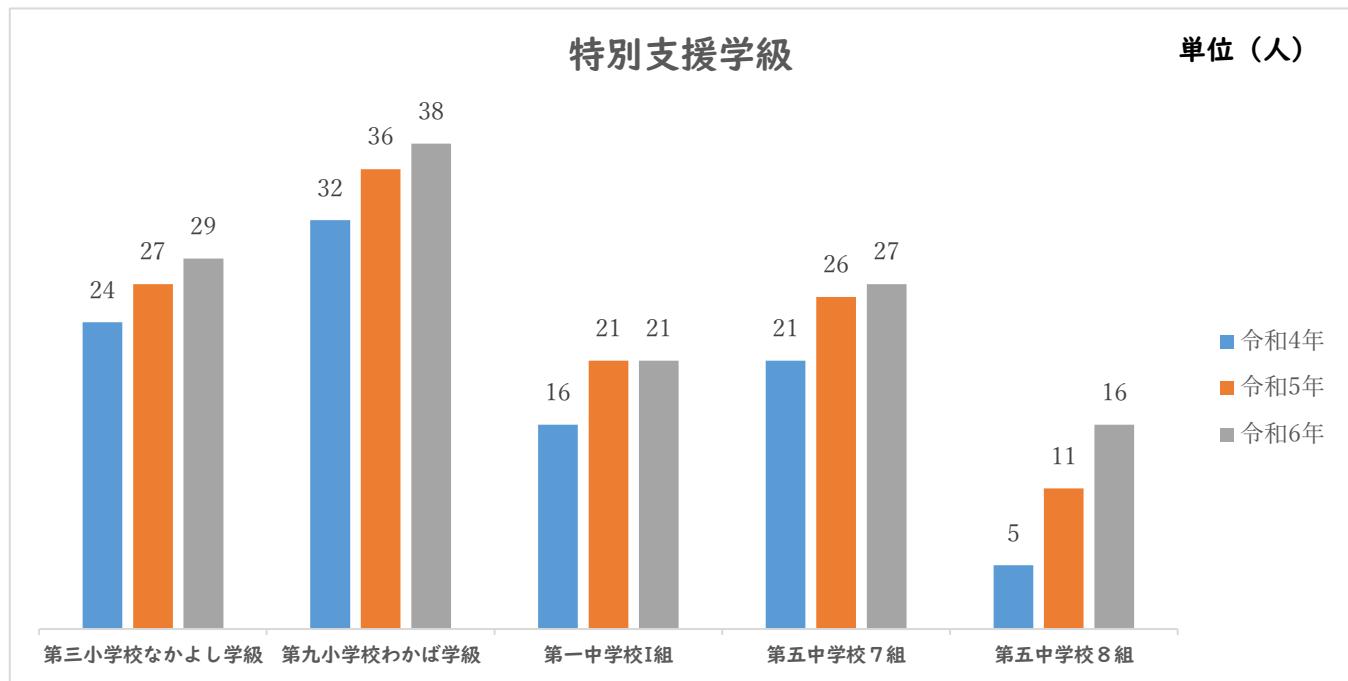




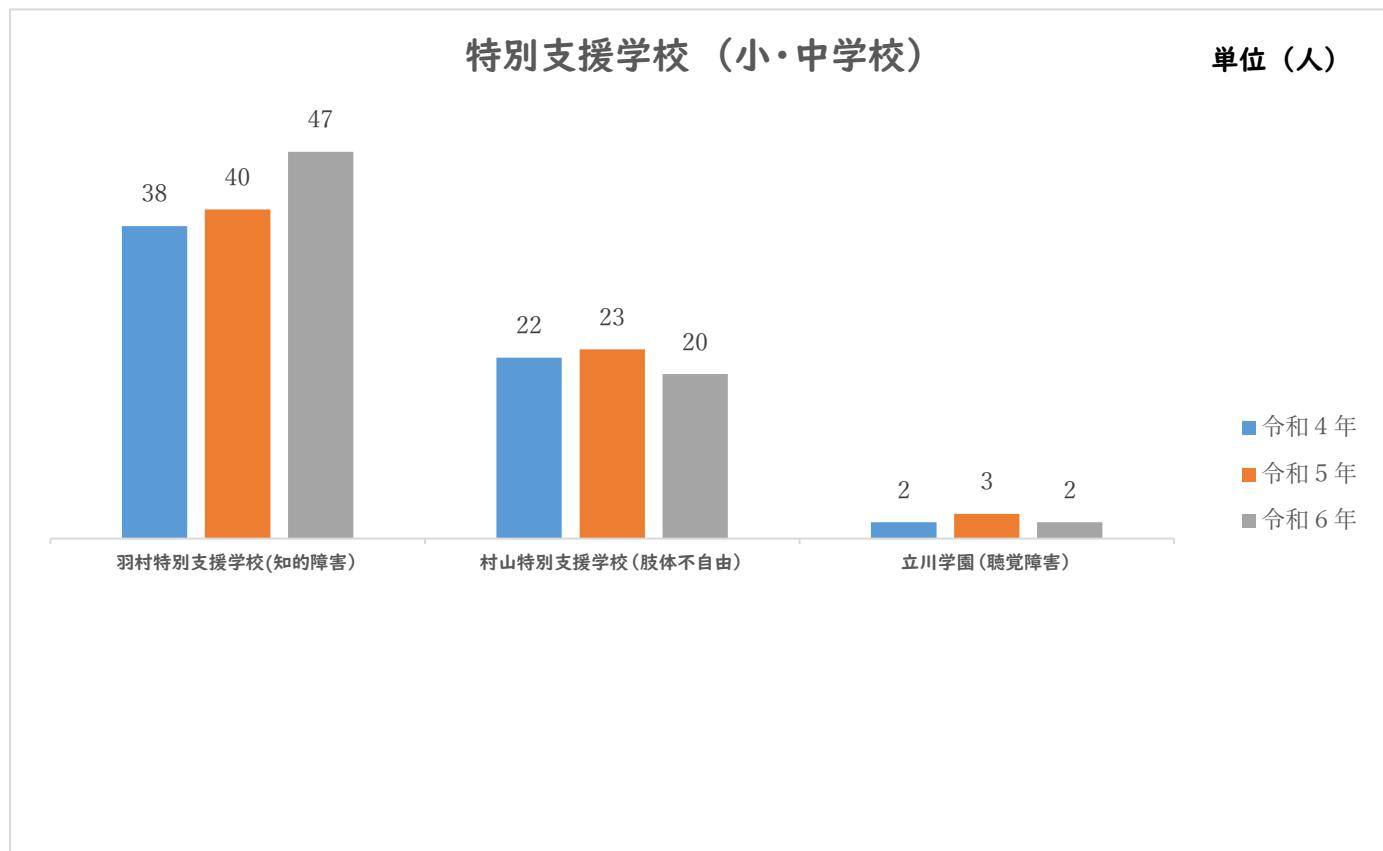
## (2) 通級指導学級（各年度ともに4月7日時点）



### (3) 特別支援学級（各年度とともに4月7日時点）



### (4) 特別支援学校（各年度とともに4月7日時点）



## **4 学校における校内委員会の取組**

---

支援を必要とする児童・生徒の実態について、学校全体で共通理解を図ることを目的に、支援の方向性や支援方法等を検討しています。

### **(1) 校内委員会とは**

校内委員会は、支援が必要な児童・生徒の在籍学級での支援状況等の情報を集約して実態を把握し、支援レベル（※）の見極めや支援方法、特別支援教室での指導目標等について、巡回指導教員や巡回相談心理士等の意見も踏まえ、様々な観点から協議・検討を行います。また、多様な支援策の検討、特別支援教育を取り入れた支援の進め方の確認、特別支援教室退室に向けた指導状況等の確認を行います。

校内委員会の委員構成は、管理職をはじめ、在籍学級担任等、特別支援教育コーディネーターや養護教諭等、学校の実態に応じて適宜必要な教職員が参画するほか、巡回指導教員、巡回相談心理士やスクールカウンセラー等で構成されています。

校内委員会の具体的な流れは、まずは担任の気付きによって、児童・生徒一人一人の行動や様子の変化等を捉え、生活上又は学習上の困難さについて把握します。その後、支援や配慮が必要となる可能性がある児童・生徒の実態把握を行い、校内委員会で情報を共有するとともに、支援の方針について検討し、必要に応じて具体的な支援策を決定します。支援策の実施後、児童・生徒の様子について経過観察を行い、必要に応じて他の支援策等を検討し、困難さの改善や軽減を図ります。

その他、校内委員会では、支援策や特別支援教室の指導に対する効果の評価も行い、児童・生徒が抱える困難さの改善を目指します。なお、困難さの改善には、学校のみで考えるだけでなく、児童・生徒本人やその保護者とともに共通認識を持って取り組むことが重要です。

### **(2) 校内委員会を組織する教職員**

#### **《管理職（校長・副校長）》**

校長は、特別支援教育の実施責任者として、リーダーシップを発揮しつつ、学校経営の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた学校内の校内支援体制の整備を推進します。

#### **《在籍学級担任等》**

児童・生徒が抱える困難さやその改善状況等を十分に把握し、在籍学級において適切な指導・支援を行います。対象の児童・生徒の困難さを適切に把握し、特別支援教室での指導の内容や目指すべき児童・生徒の姿について理解した上で、在籍学級において関わり、支援することが重要です。

#### **《巡回指導教員》**

特別支援教室における指導だけでなく、在籍学級における児童・生徒の行動観察や必要な配慮等に係る助言、在籍学級担任等との情報共有・連絡調整、校内委員会や支援会議への参画等を担当します。

### 《特別支援教育コーディネーター》

校長が指名した教員で、学校内における特別支援教育の推進役として、校内委員会の企画・運営を担います。また、校内だけでなく、関係機関との連絡調整等や保護者に対する学校の窓口として対応します。

### 《養護教諭》

児童・生徒の保健管理、保健教育を行う教員。多様なアプローチが求められ、重要性が高まっている保健に関して専門的見地より助言します。

### 《学年主任》

学校内の学年所属教員のリーダーとなる教員。学年運営での児童・生徒の指導方法を教員に指導します。

### 《スクールカウンセラー》

児童・生徒の発達や適応等の問題に関して、専門的な知識と臨床経験を有します。

### 《特別支援教室専門員》

特別支援教室が設置されている学校1校につき1人配置され、巡回指導教員等と連携して特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行います。

### 《巡回相談心理士》（東京都教育委員会から派遣）

東京都の事業により、公立小・中学校に巡回している臨床発達心理士等で、特別支援教室が設置されている学校1校につき年間40時間巡回する。特別支援教室の対象児童・生徒が必要とする指導や支援を受けられるようするため、対象児童・生徒が抱える困難さを的確に把握し、その困難さに対応した専門的指導を実施するための助言を行う役割を担います。

### 《巡回相談員》（東大和市教育委員会）

臨床心理士等の資格を有し、学校や就学前機関に訪問して行動観察を行い、児童・生徒の困っている様子を把握して、学校に伝える役割を担っています。就学相談も受け、内容に応じて心理検査を実施します。

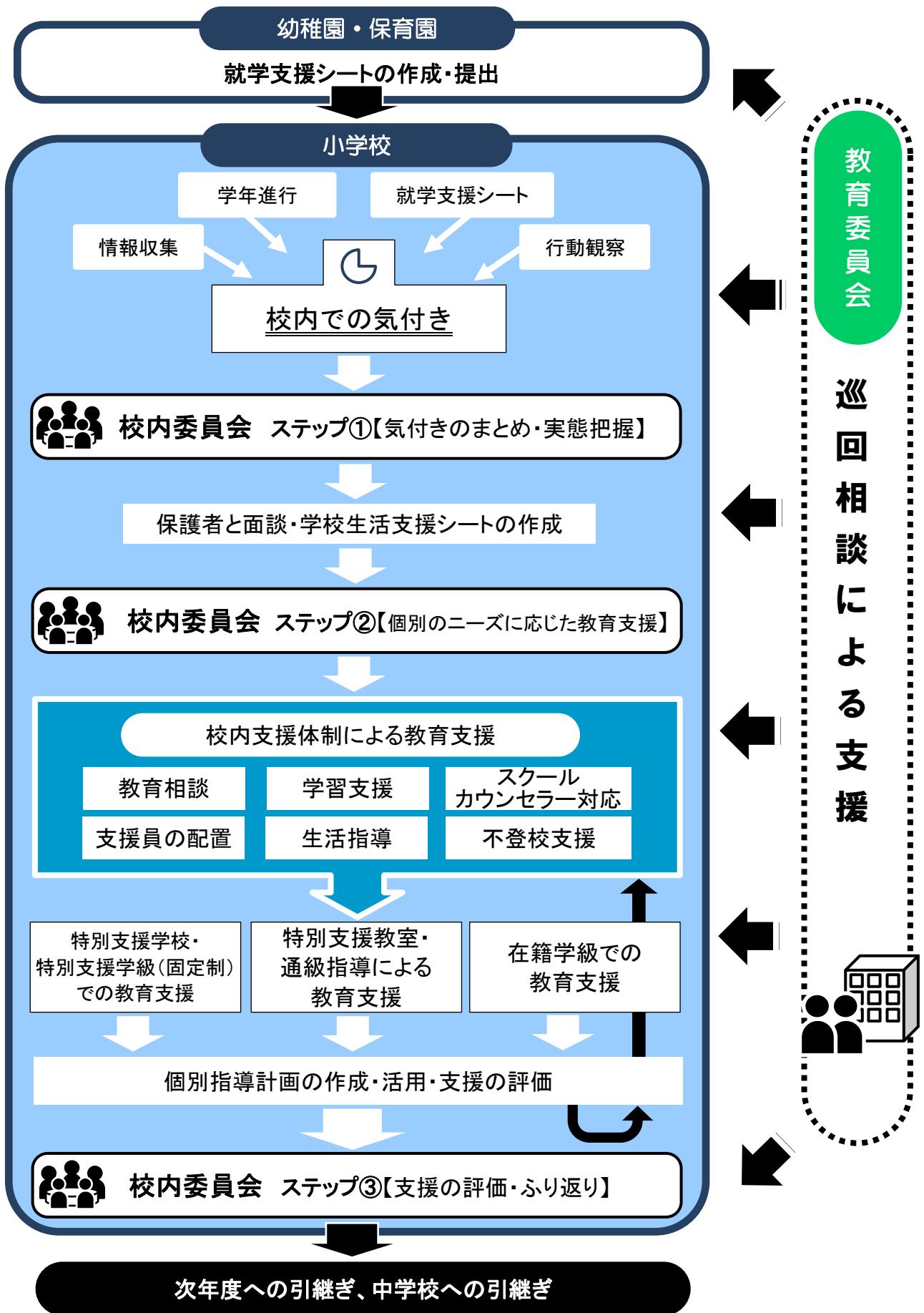
### 《巡回指導員》（東大和市教育委員会）

特別支援教育士等の資格を有し、学校内での特別支援教育全般に関して助言等の支援を行います。

※ 表1 発達障害等のある児童・生徒への支援のレベル

支援レベル1	巡回指導教員や巡回相談心理士の助言に基づく、在籍学級担任等の指導法の工夫等により、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル2	校内・外の人的資源等を活用することにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル3	特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度

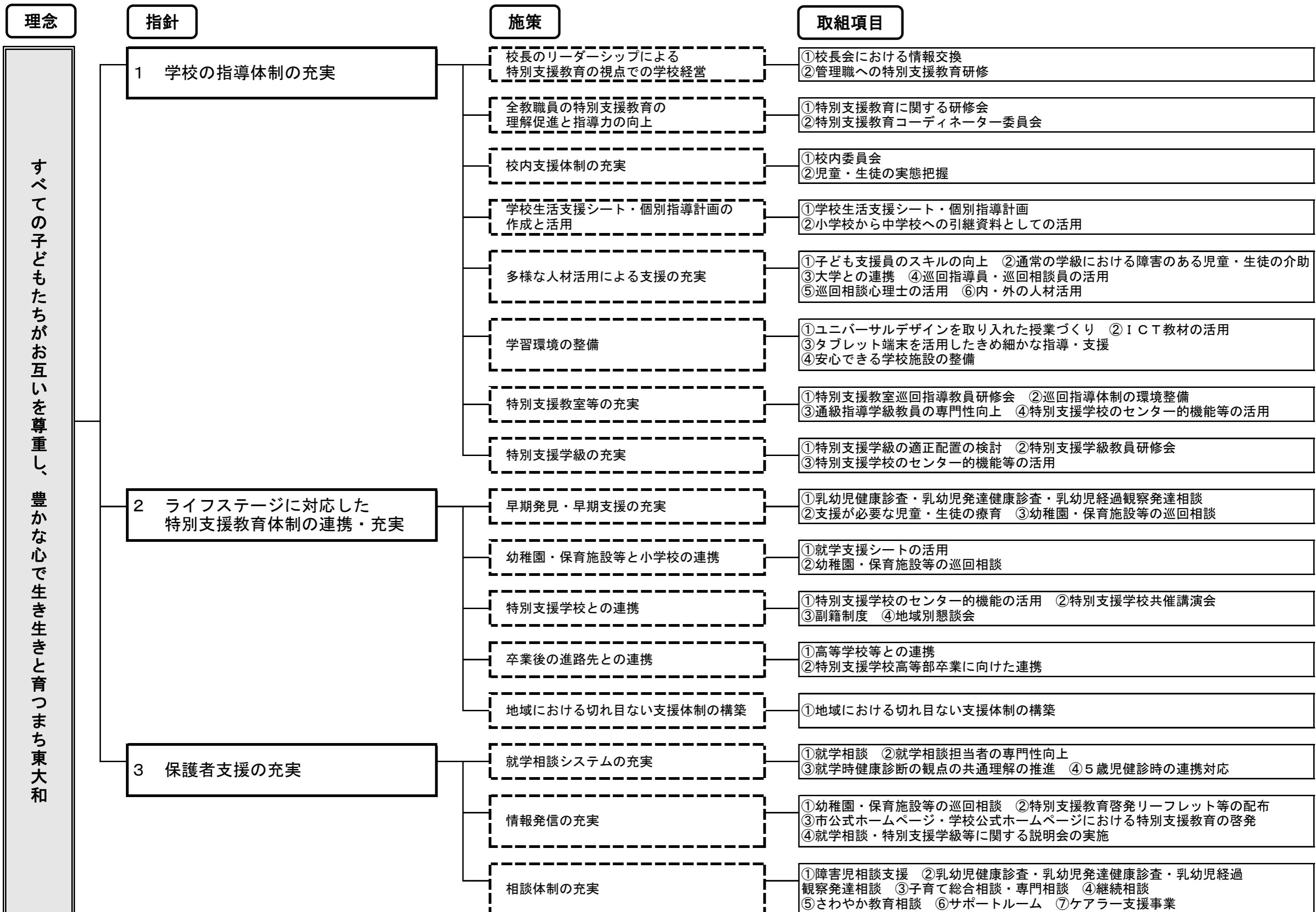
## 小学校における校内委員会の流れ



### **III 第三次東大和市 特別支援教育推進計画の取組状況**



# 第三次東大和市特別支援教育推進計画 体系図



# I 第三次東大和市特別支援教育推進計画の指針

---

第三次東大和市特別支援教育推進計画では、計画の理念及び第二次計画の実施状況を踏まえ、3つの指針を基本とし、各取組について再構築しました。

「1 学校の指導体制の充実」では、校長のリーダーシップにより特別支援教育の視点での学校経営を行い、すべての小・中学校における特別支援教育体制を整備します。また、特別支援学級・特別支援教室等の教員の専門性向上を図る取組や学習環境の整備を実施し、学校の指導体制の充実を図ります。

「2 ライフステージに対応した特別支援教育体制の連携・充実」では、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援に関する取組をはじめ、関係機関との連携により、支援が必要な児童・生徒のライフステージに応じた支援を実施し、地域における切れ目ない支援体制の構築を図ります。

「3 保護者支援の充実」では、支援が必要な児童・生徒を支える保護者が不安感や孤立感を感じずに安心しながら子どもに教育を受けさせることができるように、特別支援教育の情報発信や相談体制の充実を図ります。

これまで取り組んできた特別支援教育の施策を継続して実施するとともに、国や東京都の計画及び動向を踏まえて新たな施策を実施し、関係機関と連携を図りながら東大和市における特別支援教育の取組について計画的に進めていくものです。

主な取組みには、「新規」「継続」「修正」と分けています。

「新規」…第二次計画に記載はなかったが実施していた事業及び  
本計画から新たに取り組む事業

「継続」…第二次計画から引き続き取り組む事業

「修正」…第二次計画から引き続き取り組むが、取組内容の追加や  
目標の設定等に大幅な修正等がある事業

また、計画の中でも重点的に取り組むものとして「重点事業」を定めました。重点事業は「通常の学級等における特別支援教育の推進」・「保護者支援」・「支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援」の3点に関する取組とし、計画期間内において重点的に取り組むこととしています。

# 「1 学校の指導体制の充実」

特別支援教育の充実を図るには、各学校で特別支援教育の視点を盛り込んだ学校経営方針を策定する等の組織的な体制整備が必要となります。

校長のリーダーシップのもと、特別支援教育に係る理解・啓発を着実に推進して校内委員会の活性化や学習環境整備等により児童・生徒の個別最適化を図り、学校全体における指導体制の充実を図ります。

## 施策の体系

施策の方向		主な取組み		重点
1	校長のリーダーシップによる特別支援教育の視点での学校経営	1-1	校長会における情報交換	○
		1-2	管理職への特別支援教育研修	○
2	全教職員の特別支援教育の理解促進と指導力の向上	2-1	特別支援教育に関する研修会	○
		2-2	特別支援教育コーディネーター委員会	○
3	校内支援体制の充実	3-1	校内委員会	○
		3-2	児童・生徒の実態把握	○
4	学校生活支援シート・個別指導計画の作成と活用	4-1	学校生活支援シート・個別指導計画	
		4-2	小学校から中学校への引継資料としての活用	
5	多様な人材活用による支援の充実	5-1	子ども支援員のスキルの向上	
		5-2	通常の学級における児童・生徒の介助	
		5-3	大学との連携	○
		5-4	巡回指導員・巡回相談員の活用	
		5-5	巡回相談心理士の活用	
		5-6	内・外の人材活用	○
6	学習環境の整備	6-1	ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり	○
		6-2	I C T教材の活用	○
		6-3	タブレット端末を活用したきめ細かな指導・支援	○
		6-4	安心できる学校施設の整備	
7	特別支援教室等の充実	7-1	特別支援教室巡回指導教員研修会	
		7-2	巡回指導体制の環境整備	
		7-3	通級指導学級教員の専門性向上	
		7-4	特別支援学校のセンター的機能等の活用	
8	特別支援学級の充実	8-1	特別支援学級の適正配置の検討	
		8-2	特別支援学級教員研修会	
		8-3	特別支援学校のセンター的機能等の活用	

## 「2 ライフステージに対応した特別支援教育体制の連携・充実」

支援が必要な児童・生徒に対しては、早期発見・早期支援が重要です。また、早期からはじまっている支援を就学期に円滑に引き継ぎ、児童・生徒の精神的及び身体的な能力を最大限度まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるなど、一貫した教育支援が強く求められています。ライフステージに応じて支援を必要とする児童・生徒一人ひとりのニーズに対して適切な指導・支援を継続的に行い、特別支援教育体制の連携や充実を図ります。

### 施策の体系

施策の方向		主な取組み		重点
1	早期発見・早期支援の充実	1-1	乳幼児健康診査・乳幼児発達健康診査・乳幼児経過観察発達相談	
		1-2	支援が必要な児童・生徒の療育	
		1-3	幼稚園・保育施設等の巡回相談	○
2	幼稚園・保育施設等と小学校の連携	2-1	就学支援シートの活用	○
		2-2	幼稚園・保育施設等の巡回相談	○
3	特別支援学校との連携	3-1	特別支援学校のセンター的機能の活用	
		3-2	特別支援学校共催講演会	
		3-3	副籍制度	
		3-4	地域別懇談会	
4	卒業後の進路先との連携	4-1	高等学校等との連携	
		4-2	特別支援学校高等部卒業に向けた連携	
5	地域における切れ目ない支援体制の構築	5-1	地域における切れ目ない支援体制の構築	○

### 「3 保護者支援の充実」

すべての児童・生徒が楽しく生き生きとした学校生活を送ることは、保護者をはじめ教育行政に携わる関係者すべての人の願いです。

家庭と学校での児童・生徒の困っている様子の捉え方の違いについて、あるいは発達障害の正しい理解や気付きについて、早い段階から家庭でも関心を持ち、理解してもらえるように、市では、就学相談、就学時健康診断、就学支援シート、特別支援教育に係るリーフレットや講演会による情報提供など様々な施策を重層的に用意します。また、保護者が安心感を持ちながら相談できる環境を整備し、保護者への相談支援を行います。

#### 施策の体系

施策の方向		主な取組み		重点
1	就学相談システムの充実	1-1	就学相談	
		1-2	就学相談担当者の専門性向上	
		1-3	就学時健康診断の観点の共通理解の推進	
		1-4	5歳児健診時の連携対応	
2	情報発信の充実	2-1	幼稚園・保育施設等の巡回相談	○
		2-2	特別支援教育啓発リーフレット等の配布	
		2-3	市公式ホームページ・学校公式ホームページにおける特別支援教育の啓発	○
		2-4	就学相談・特別支援学級等に関する説明会の実施	○
3	相談体制の充実	3-1	障害児相談支援	
		3-2	乳幼児健康診査・乳幼児発達健康診査・乳幼児経過観察発達相談	
		3-3	子育て総合相談・専門相談	
		3-4	継続相談	
		3-5	さわやか教育相談	
		3-6	サポートルーム	
		3-7	ケアラー支援事業	

## 2 第三次東大和市特別支援教育推進計画の実施状況

第三次東大和市特別支援教育推進計画における主な取組みの令和8年度目標に対する令和4・5年度の実施状況について、以下の基準で評価を行いました。

### 第三次東大和市特別支援教育推進計画実施状況

評価について	評価集計	
	4年度	5年度
3 …達成・順調	21	24
2 …一部達成・おおむね順調	30	29
1 …未達成・取組なし	2	0

#### 1 学校の指導体制の充実

施策の方向	主な取組み	重点	評価	
			4年度	5年度
校長のリーダーシップによる特別支援教育の視点での学校経営	校長会における情報交換	○	2	2
	管理職への特別支援教育研修	○	2	2
全教職員の特別支援教育の理解促進と指導力の向上	特別支援教育に関する研修会	○	2	2
	特別支援教育コーディネーター委員会	○	2	2
校内支援体制の充実	校内委員会	○	2	2
	児童・生徒の実態把握	○	2	2
学校生活支援シート・個別指導計画の作成と活用	学校生活支援シート・個別指導計画		2	2
	小学校から中学校への引継資料としての活用		3	3
多様な人材活用による支援の充実	子ども支援員のスキルの向上		3	3
	通常の学級における児童・生徒の介助		3	3
	大学との連携	○	1	2
	巡回指導員・巡回相談員の活用		2	3
	巡回相談心理士の活用		2	2
	内・外の人材活用	○	2	2
学習環境の整備	ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり	○	2	3
	I C T教材の活用	○	2	2
	タブレット端末を活用したきめ細かな指導・支援	○	2	2
	安心できる学校施設の整備		2	2
特別支援教室等の充実	特別支援教室巡回指導教員研修会		3	3
	巡回指導体制の環境整備		2	2
	通級指導学級教員の専門性向上		3	3
	特別支援学校のセンター的機能等の活用		1	2
特別支援学級の充実	特別支援学級の適正配置の検討		2	2
	特別支援学級教員研修会		2	2
	特別支援学校のセンター的機能等の活用		2	2

## 2 ライフステージに対応した特別支援教育体制の連携・充実

施策の方向	主な取組み	重点	評価	
			4年度	5年度
早期発見・早期支援の充実	乳幼児健康診査・乳幼児発達健康診査・乳幼児経過観察発達相談		2	3
	支援が必要な児童・生徒の療育(障害福祉課)		3	3
	支援が必要な児童・生徒の療育(保育課)		2	2
	幼稚園・保育施設等の巡回相談	○	3	3
幼稚園・保育施設等と小学校の連携	就学支援シートの活用	○	3	3
	幼稚園・保育施設等の巡回相談	○	2	2
特別支援学校との連携	特別支援学校のセンター的機能の活用		2	2
	特別支援学校共催講演会		3	3
	副籍制度		2	2
	地域別懇談会		3	3
卒業後の進路先との連携	高等学校等との連携		3	3
	特別支援学校高等部卒業に向けた連携		3	3
地域における切れ目ない支援体制の構築	地域における切れ目ない支援体制の構築	○	3	3

## 3 保護者支援の充実

施策の方向	主な取組み	重点	評価	
			4年度	5年度
就学相談システムの充実	就学相談		2	2
	就学相談担当者の専門性向上		2	2
	就学時健康診断の観点の共通理解の推進		2	2
	5歳児健診時の連携対応		2	2
情報発信の充実	幼稚園・保育施設等の巡回相談	○	3	3
	特別支援教育啓発リーフレット等の配布		2	2
	市公式ホームページ・学校公式ホームページにおける特別支援教育の啓発	○	2	2
	就学相談・特別支援学級等に関する説明会の実施	○	3	2
相談体制の充実	障害児相談支援		3	3
	乳幼児健康診査・乳幼児発達健康診査・乳幼児経過観察発達相談		2	3
	子育て総合相談・専門相談		3	3
	継続相談		3	3
	さわやか教育相談		3	3
	サポートルーム		3	3
	ケアラー支援事業		3	3

### 3 取組内容における評価

---

---

3つの指針や施策に基づく主な取組項目について、令和4・5年度における【具体的な実施状況】及び【評価】を記載します。当該年度において、同等程度の取組内容や評価をしている取組みに係る表記はまとめて記載しています。

国や都の特別支援教育に係る動向や年度ごとの実施状況、市を取り巻く特別支援教育の状況を踏まえ、**主な取組み**における令和8年度目標の修正等を行う項目については、【修正】と記載します。

#### 【令和8年度目標の修正等を行う項目】

指針	施策	項目	該当ページ
1 学校の指導体制の充実	(2) 全教職員の特別支援教育の理解推進と指導力の向上	2-1 特別支援教育に関する研修会	27
	(3) 校内支援体制の充実	3-2 児童・生徒の実態把握	27
	(5) 多様な人材活用による支援の充実	5-3 大学との連携	28
		5-5 巡回相談心理士の活用	28
	(6) 学習環境の整備	6-3 タブレット端末を活用したきめ細かな指導・支援	29
	(8) 特別支援学級の充実	8-1 特別支援学級の適正配置の検討	31
2 ライフステージに対応した特別支援教育体制の連携・充実	(3) 特別支援学校との連携	3-3 副籍制度	33
3 保護者支援の充実	(2) 情報発信の充実	2-1 幼稚園・保育施設等の巡回相談	35



## 第三次東大和市特別支援教育推進計画の実施状況と評価（中間年度見直し）

### I 学校の指導体制の充実

#### （1）校長のリーダーシップによる特別支援教育の視点での学校経営

特別支援教育を推進するためには、校長がリーダーシップを発揮して、特別支援教育の視点に立った学校経営方針の策定や教育課程の編成が必要となります。管理職を対象とした特別支援教育に係る情報交換や研修を実施し、各校における特別支援教育の推進を図ります。

項目	内容	令和8年度目標	担当課	実施状況（令和4・5年度）	評価
I-1 校長会における情報交換 ○重点事業【継続】	定例校長会や特別支援学級等設置校長会で特別支援教育に関する情報提供や情報交換を行い、各学校における特別支援教育の推進を図ります。	・年3回以上の特別支援学級等設置校長会の開催 ・各学校における特別支援教育の理解推進・充実	教育指導課 学校	年3回の特別支援学級設置等校長会を開催し、特別支援教育に関する情報提供等を実施した。	2
I-2 管理職への特別支援教育研修 ○重点事業【継続】	特別支援教育の実施責任者である校長等に、特別支援教育や障害に関する認識を深めるための研修を実施します。	管理職への特別支援教育研修の定期的な実施	教育指導課	校長会や副校長会、特別支援教育コーディネーター等委員会等において、特別支援教育に係る情報共有を行った。	2

#### （2）全教職員の特別支援教育の理解推進と指導力の向上

特別支援教育は全ての教職員が関わることとなります。学級の種別に関わらず、全ての教職員が正しく理解し、児童・生徒の学校生活の支援や指導力の向上を図ります。

項目	内容	令和8年度目標	担当課	実施状況（令和4・5年度）	評価
2-1 特別支援教育に関する研修会 ○重点事業【継続】	教職員を対象に、特別支援教育に関する内容の研修会を実施します。また、他の研修等の機会にも特別支援教育の内容を含めて実施し、特別支援教育の理解を深めるとともに、指導力の向上を図ります。	研修会の実施  ↓ ICT機器を活用した研修会の実施【修正】	教育指導課	就学支援委員会準備会や特別支援教育理解推進講演会等において、特別支援教育に係る研修を実施した。	2
2-2 特別支援教育コーディネーター委員会 ○重点事業【継続】	特別支援教育の動向に関する研修や関係機関の視察等を実施し、特別支援教育コーディネーターの専門性を高めます。	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上	教育指導課	特別支援教育コーディネーター等委員会において、国や都の特別支援教育に関する動向について情報提供を実施した。	2

#### （3）校内支援体制の充実

児童・生徒を支援するために、校内委員会をはじめとする学校体制の整備や教員による児童・生徒の実態把握など、学校内における支援体制の整備を図ります。

項目	内容	令和8年度目標	担当課	実施状況（令和4・5年度）	評価
3-1 校内委員会 ○重点事業【修正】	児童・生徒の在籍学級での支援状況等の情報を集約して実態を把握し、支援レベルの見極めや支援方法、特別支援教室での指導目標等について、関係機関の意見も踏まえ、様々な観点から協議・検討を行います。 また、特別支援教室を利用している児童・生徒の退室に向けた支援方法等に関する協議・検討を行います。	適切な校内委員会の実施	学校	・年間計画を立て実施するなど、全校で定期的に校内委員会を実施した。 ・児童の状況の変化等に応じて、臨時に校内委員会を実施した。 ・支援レベルの見立てが十分でないケースがあった。	2
3-2 児童・生徒の実態把握 ○重点事業【新規】	支援や配慮が必要となる可能性のある児童・生徒を把握した際は、在籍学級担任等が児童・生徒の在籍学級における「苦手なこと」のほか、「得意なこと」等にも着目し、全体像を捉えて実態把握を行い、支援や指導に活かします。実態把握については、東京都教育委員会で開発されたチェックリスト等を活用して行います。	チェックリスト等を活用した児童・生徒の実態把握  ↓ チェックリスト等を活用した児童・生徒の実態把握及び授業や学校生活への活用【修正】	学校	・特別支援教育コーディネーターと学級担任が連携し、支援の必要な児童の実態把握を実施した。 ・チェックリストを活用することにより、担任が児童のつまずきを客観的かつ総合的に捉えることができた。 ・チェックリストを授業や学校生活、学級運営の中で生かしていくことが課題である。 ・チェックリストを活用することに伴う教員の負担が大きい。	2

#### (4) 学校生活支援シート・個別指導計画の作成と活用

学校生活支援シートや個別指導計画を作成・活用し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズや支援の必要性を把握し、長期的な視点での目標や指導・支援内容を学校・保護者が具体的に共有し、指導や支援を進めます。

項目	内容	令和8年度目標		実施状況（令和4・5年度）	評価
4-1 学校生活支援シート・個別指導計画 【継続】	支援や配慮の必要性がある児童・生徒に対して、校内委員会の協議・検討を踏まえて学校生活支援シート・個別指導計画を適宜作成し、これに基づいた指導・支援を実施します。	支援レベル1～3の児童・生徒数の学校生活支援シート作成割合：100%	学校	【令和4年度】 90%～100%の学校数：8校 【令和5年度】 90%～100%の学校数：10校	2
4-2 小学校から中学校への引継資料としての活用 【継続】	進学した際にこれまでに受けた指導や支援が引き続き行われるよう、学校生活支援シート・個別指導計画を引継資料として活用します。	引継資料としての活用	学校	・要支援児童等の情報について、引継ぎを実施した。 ・（中学校）1年生の指導時に活用した。 ・入学前後に分け、配慮事項等の引継ぎを実施した。	3

#### (5) 多様な人材活用による支援の充実

特別支援教育は児童・生徒の実態に即して柔軟に行なうことが求められます。特別支援学級や特別支援教室等に限らず、通常の学級等における支援について多様な人材活用による支援の充実を図ります。

項目	内容	令和8年度目標	担当課	実施状況（令和4・5年度）	評価
5-1 子ども支援員のスキルの向上 【継続】	個別のケース対応の助言や、支援方法に関する研修会を行い、子ども支援員のスキルの向上を図ります。	研修会の実施	教育指導課	子ども支援員連絡会（研修会）において、スキル向上等を目的とした研修を実施した。	3
5-2 通常の学級における障害のある児童・生徒の介助 【新規】	障害のある児童・生徒が市内の小・中学校の通常の学級に通学するとき、個々の障害に配慮し、移動の際の安全確保等に努めます。	適切な介助	教育総務課	【令和4年度】 小学校の通常の学級に在籍する配慮が必要な児童4名に介助員を配置し、個々の状況に応じた介助を行い、学校生活での安全確保等を図った。  【令和5年度】 小学校及び中学校の通常の学級に在籍する配慮が必要な児童1名及び生徒1名に介助員を配置し、個々の状況に応じた介助を行い、学校生活での安全確保等を図った。	3
5-3 大学との連携 ○重点事業 【継続】	子ども支援員等の人材活用や知能検査・発達検査の受検協力体制を構築し、児童・生徒の支援体制の充実を図ります。	大学との連携による人材活用  大学や大学院、関係機関等との連携による人材活用【修正】	教育指導課	【令和4年度】 大学との連携体制を構築することができなかった。	1
				【令和5年度】 心理検査員事業（有償ボランティア）の募集に係るチラシを大学院宛てに送付し、広く人材の募集を行った。	2
5-4 巡回指導員・巡回相談員の活用 【継続】	支援レベル1～3の児童・生徒の行動観察や校内研修会を実施し、校内支援体制の充実を図ります。	巡回相談の実施	学校 教育指導課	【令和4年度】 ・校内研修会の講師として活用した。 ・支援レベル判断の際に助言を受けた。 ・校内委員会への参画はできなかった。	2
				【令和5年度】 ・巡回指導員・巡回相談員について校内研修会等の講師として活用した。 ・定期的な行動観察、フィードバック、校内委員会等の実施により、情報共有ができた。 ・巡回指導員・巡回相談員の活用により校内支援体制の充実を図ることができた。	3
5-5 巡回相談心理士の活用 【新規】	児童・生徒に対する指導・支援の助言や校内委員会の参画等により、校内支援体制の充実を図ります。	適切な活用(年間40時間)  ・適切な活用(年間40時間) ・適切な活用方法の周知【修正】	学校 教育指導課	・校内委員会へ出席し、生徒への助言を受け、助言に基づき指導を実施した。 ・養護教諭を中心に事前に計画を立て、巡回相談を実施し、校内支援体制の充実を図ることができた。 ・内容はさらなる検討が必要であった。 ・年度により、年間40時間の配当時間を活用しきれない学校があった。	2
5-6 内・外の人材活用 ○重点事業 【新規】	支援レベル2又は3の児童・生徒に対して、既存の子ども支援員の異なる活用のほか、多様な内・外の人材活用を検討し、支援の充実を図ります。また、児童・生徒の直接的な支援だけでなく、教材準備等の間接的な支援による教員の負担軽減について研究します。	内・外の人材活用の実施	学校 教育指導課	・子ども支援員について、活動日ごとに情報共有を行い、効果的な活動を実施することができた。 ・校内委員会にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが出席し、支援方法についてアドバイスを受けた。 ・人材が十分に足りていないこともあります、支援の充実が難しい面がある。 ・医療機関等との連携について、より効果的な連携方法を検討する必要がある。	2

(6) 学習環境の整備					
学習環境を整備することにより、すべての児童・生徒に対する安心感を持った学校生活の充実及び支援が必要な児童・生徒の個別最適化を図ります。					
項目	内容	令和8年度目標	担当課	実施状況（令和4・5年度）	評価
6-1 ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり ○重点事業【修正】	場の構造化及び授業のあらゆる場面でユニバーサルデザイン化を図り、すべての児童・生徒が参加しやすい学校、わかりやすい授業を実施します。また、児童・生徒の個別の状況に応じた合理的配慮の実施について日常から取り組み、それが特別視されないように学校内・学級内におけるユニバーサルデザイン化を実施します。	ユニバーサルデザイン化の推進	学校 教育指導課	【令和4年度】 ・学校からの依頼に基づき、巡回指導員等がユニバーサルデザインを意識した校内支援体制に関する講義を実施した。 ・保護者との情報共有ができるようになってきた。 ・言葉は浸透しているが、教員1人1人がしっかりと理解はできていない。 ・校務分掌としてユニバーサルデザイン化推進委員会を立ち上げて、推進した。	2
				【令和5年度】 ・校内研究やOJT等を通して、授業の展開の方法について学び、実践をした。 ・モニターや写真等を活用し、視覚化して分かりやすい授業に全クラスで取り組んだ。 ・発行物の書体をユニバーサルデザイン体とした。 ・全ての児童が落ち着ける環境づくりに努めた。 ・合理的配慮について保護者との共有ができるようになった。	3
6-2 ICT教材の活用 ○重点事業【継続】	ICT教材を活用し、すべての児童・生徒にとってわかりやすい授業の実施及び支援が必要な児童・生徒の個別の状況に応じた環境整備を行います。	ICT教材を活用した授業の実施	学校 教育指導課	・各校、児童・生徒の実態に応じたICT教材の活用が日常的に行われている。 ・教員の端末から児童・生徒用の端末に資料を配信し、その資料を用いて児童・生徒間で共有することや日常的な活用やデジタル教科書等の視覚教材の活用等、一定の活用が見られた。	2
6-3 タブレット端末を活用したきめ細かな指導・支援 ○重点事業【新規】	タブレット端末を活用した効果的な授業の進め方や学習支援の取組について研究し、児童・生徒一人ひとりにあった指導・支援を実施します。	・タブレット端末の効果的な活用  ・タブレット端末の活用方法の周知及び効果的な活用【修正】	学校 教育指導課	・全ての学校で各校の実態に応じながらタブレット端末の効果的な活用の仕方を検討、実施した。 ・個々の指導や支援に活用するのは効果的であるが、そのための時間を確保する必要がある。 ・タブレット端末の活用を必要とする生徒への共通理解が図れていない。	2
6-4 安心できる学校施設の整備 【新規】	東大和市学校施設長寿命化計画（令和4年1月）において、学校施設の改修等が計画されています。改修等に伴い、学校が児童・生徒にとって、安心して学校生活を送ることができるよう施設の安全性に配慮した施設整備を行います。	適切な学校施設の整備	教育総務課	【令和4年度】 東大和市第七小学校・第九小学校の統合に向け、第七小学校建替え基本構想策定業務委託を実施した。	2
				【令和5年度】 東大和市立第七小学校及び第九小学校の統合に向け、基本構想を策定した。	2

## (7) 特別支援教室等の充実

特別支援教室の利用児童・生徒数は導入以降増加しており、今後も引き続き利用ニーズが高いことが見込まれます。原則の指導期間（1年間）で児童・生徒が抱える学習上又は生活上による困難さを改善し、在籍学級で有意義な学校生活を送ることができるために、巡回指導教員の専門性向上に係る施策の実施等により特別支援教室の充実を図ります。言語障害通級指導学級においても、外部団体等の研修に積極的に参加することなどにより、教員の専門性の向上を図ります。

項目	内容	令和8年度目標	担当課	実施状況（令和4・5年度）	評価
7-1 特別支援教室巡回指導教員研修会【継続】	特別支援教室巡回指導教員のニーズに応じた研修会を開催し、巡回指導教員の専門性の向上を図ります。	研修会の実施	特別支援教室拠点校教育指導課	《研修会》通級指導学級研修会、特別支援教育検討委員会、就学支援委員会研修会、東京都公立学校情緒障害教育研究会	3
7-2 巡回指導体制の環境整備【修正】	OJTの実施体制が実効性のある巡回指導体制の構築を図ります。特別支援教室専門員の活用や在籍学級担任等との連携により、巡回指導がない日における効果的な支援を実施します。すべての特別支援教室において十分な指導が実施できるための教室環境等の整備を図ります。	巡回指導体制の構築・整備	特別支援教室拠点校教育指導課	【令和4年度】 ・年2回、在籍学級の担任と面談を実施した。 ・特別支援教室専門員を活用して、在籍学級の様子の情報共有を行った。 ・年度途中に受け持つ児童・生徒数が増えるため、指導以外の時間確保が困難であった。	2
				【令和5年度】 ・年2回、在籍学級の担任と面談を実施した。 ・特別支援教室専門員を活用し、在籍学級の様子の情報共有や教材教具の作成を行った。 ・中学校の拠点校が1校になり、教員数及び生徒数が大きく変わったため、巡回体制を見直しを実施した。	
7-3 通級指導学級教員の専門性向上【修正】	東京都公立学校難聴・言語障害教育研究協議会等の外部団体が実施する研修への積極的な参加等により、教員の専門性向上を図ります。	研修等への積極的な参加	通級指導学級設置校教育指導課	・令和4年度は年10回程度、令和5年度は年20回以上、様々な研修会に積極的に参加した。 ・外部講師を招き、教員の専門性の向上に努めた。	3
7-4 特別支援学校のセンター的機能等の活用【修正】	児童・生徒一人ひとりの実態の把握や授業研究を通した指導内容・方法等に係る助言を受ける等により、巡回指導教員・通級指導学級教員の専門性の向上を図ります。	外部人材の活用による教員の専門性の向上	特別支援教室拠点校通級指導学級設置校教育指導課	【令和4年度】 特別支援学校のセンター的機能等の活用を活用することは無かった。	1
				【令和5年度】 特別支援学校のセンター的機能等を活用することにより、特別支援教育に関する専門性の向上を図った。	

(8) 特別支援学級の充実					
項目	内容	令和8年度目標	担当課	実施状況（令和4・5年度）	評価
8-1 特別支援学級の適正配置の検討 【修正】	<p>①東大和市立小・中学校再編計画（令和2年7月）により学校の統廃合が計画されています。再編後も特別支援教育を十分に推進していくための施設整備・人的配備について同計画内で考慮し検討します。</p> <p>②小学校における自閉症・情緒障害固定学級の設置について、その教育のニーズを踏まえ、設置に向けて検討します。</p> <p>③公共交通機関の状況等を踏まえ、特別支援学級に通学するためには児童・生徒や保護者に過度な負担が生じないよう通学環境の整備について研究を進めます。</p>	<p>東大和市立小・中学校再編計画に基づく特別支援学級の円滑な移行</p> <p>小学校における自閉症・情緒障害固定学級設置の検討</p> <p>特別支援学級への通学環境の整備に関する研究</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>東大和市立小・中学校再編計画に基づく特別支援学級の円滑な移行</p> <p>小学校における自閉症・情緒障害固定学級設置に係る会議体による設置場所・設置時期等の検討の実施【修正】</p> <p>特別支援学級への通学環境の整備に関する研究</p>	教育総務課  教育指導課	<p>【令和4年度】</p> <p>①東大和市立第七小学校・第九小学校の統合に向け、東大和市立第七小学校・第九小学校統合検討会議を開催し、施設整備等について検討を実施した。</p> <p>②障害者権利委員会の勧告や近隣市の動向について研究を行った。</p> <p>③近隣市の状況について研究を行った。</p>	2
8-2 特別支援学級教員研修会 【継続】	特別支援学級教員のニーズに応じた研修会を開催し、特別支援学級教員の専門性の向上を図ります。	研修会の実施	特別支援学級設置校 教育指導課	特別支援学級教員が研修会に参加し、研修内容について、他の教員に情報共有を行った。	2
8-3 特別支援学校のセンター的機能等の活用 【修正】	児童・生徒一人ひとりの実態の把握や授業研究を通した指導内容・方法等に係る助言を受ける等により、特別支援学級教員の専門性の向上を図ります。	外部人材の活用による教員の専門性の向上	特別支援学級設置校 教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケース会議の実施時に情報共有や助言を受けた。</li> <li>・上級学校の教員を招待し助言を受け、指導に生かすことができた。</li> </ul>	2

## 2 ライフステージに対応した特別支援教育体制の連携・充実

### (1) 早期発見・早期支援の充実

乳幼児健康診査の実施や幼稚園・保育施設等への巡回により、支援が必要な児童の早期発見に努め、療育等が必要な子どもと保護者への早期支援を行います。

項目	内容	令和8年度目標	担当課	実施状況	評価
I-1 乳幼児健康診査・ 乳幼児発達健康 診査・乳幼児経過 観察発達相談 【継続】	各種乳幼児健診・発達健診・ 経過観察発達相談等で支援が 必要な乳幼児の早期発見に努 め、必要に応じて専門医療機 関やフォローグループの情報 提供等を行います。	健康診査の継続支援	健康推進課（保健セ ンター）	【令和4年度】 3・4か月健康診査 18回 1・6か月健康診査 17回 3歳児健康診査 18回 5歳児健康診査 19回 乳幼児発達健康診査 26回 乳幼児経過観察発達相談 117回	2
				【令和5年度】 3・4か月健康診査 18回 1・6か月健康診査 17回 3歳児健康診査 18回 5歳児健康診査 19回 乳幼児発達健康診査 30回 乳幼児経過観察発達相談 136回	3
I-2 支援が必要な児 童・生徒の療育 【新規】	支援が必要な児童・生徒に対して 「児童発達支援」や「放課後等デ イサービス」の給付決定をし、療 育の充実に努めるとともに、市立 やまとあけぼの学園（公設公営） の老朽化対策に併せ、機能拡充を した、民設民営方式での児童発達 支援センターの施設整備を行い、 センターにおける専門的な療育支 援を行います。	適切な給付	障害福祉課	【令和4年度】 児童発達支援（やまとあけぼの学園含む） 58件支給決定。 放課後等デイサービス 232件支給決定。	3
			保育課	児童発達支援センターの開設に向けて、運営 事業者と打合せを実施した。	2
I-3 幼稚園・保育施設 等の巡回相談 ○重点事業 【修正】	幼稚園・保育施設等を巡回 し、各施設及び保護者のニー ズに応じた支援等を行い、早 期発見・早期支援を推進しま す。	市内すべての幼稚園・保育施設等の巡回の実 施	教育指導課	【令和4年度】 就学前機関の巡回相談件数：163件 【令和5年度】 就学前機関の巡回相談件数：211件	3
				【令和5年度】 就学前機関の巡回相談件数：211件	2

### (2) 幼稚園・保育施設等と小学校の連携

小学校へ就学するに当たり、これまで積み上げてきた支援等を小学校でも引き続き行うことが重要です。就学支援シートの活用や幼  
稚園・保育施設等への巡回により、幼稚園・保育施設等と小学校の円滑な支援の継続を目指します。

項目	内容	令和8年度目標	担当課	実施状況（令和4・5年度）	評価
2-1 就学支援シート の活用 ○重点事業 【継続】	就学支援シートを活用し、小 学校就学に向けた引き継ぎや 教育的ニーズに応じた校内支 援に努めます。就学支援シ ート提出者については、就学し た学校において実態把握の実 施や学校生活支援シートを作 成し、児童の支援を行いま す。	就学支援シートの適切な活用	教育指導課	【令和4年度】 就学支援シート提出件数：176件 【令和5年度】 就学支援シート提出件数：154件	3
2-2 幼稚園・保育施設 等の巡回相談 ○重点事業 【修正】	小学校における支援内容や校 内支援体制等を幼稚園・保育 施設等に紹介することによ り、相互に連携を図りやすい 体制を構築します。	連携体制の構築	教育指導課	保育園等の依頼に応じ、小学校における支援 内容や校内支援体制等を紹介する研修会を実 施した。	2

(3) 特別支援学校との連携					
特別支援学校のセンター的機能を活用し、地域や学校の実態に応じた支援や助言を受け、質の高い特別支援教育の推進を図ります。講演会や副籍制度等により、地域や学校の特別支援教育に関する理解の推進に努めます。					
項目	内容	令和8年度目標	担当課	実施状況（令和4・5年度）	評価
3-1 特別支援学校のセンター的機能の活用 【修正】	特別支援学校と教育委員会が連携して教員向け研修会等を実施し、特別支援教育の推進を図ります。 支援が必要な児童・生徒の指導や支援について特別支援学校から助言を受け、通常の学級をはじめとする、学校内における指導・支援の充実を図ります。	教員向け研修会の実施  センター的機能の活用による助言等の実施	教育指導課  学校	・就学支援委員会委員等を対象に、特別支援学校のコーディネーターを講師とした研修会を実施した。 ・都立羽村特別支援学校からの訪問指導を受け、教員の特別支援教育に対する理解推進を図ることができた。 ・支援が必要な児童のケース会議において、学校の取り組み等の情報共有や助言を受けることができた。	2
3-2 特別支援学校共催講演会 【継続】	羽村特別支援学校（センター校）・武藏村山市教育委員会との共催により、特別支援教育の理解・啓発に係る講演会を実施し、地域・学校・関係機関の特別支援教育の理解推進を図ります。	講演会の実施	教育指導課	【令和4年度】 「特別支援学級等を卒業した子どもの将来と自立」 講師：三森睦子氏 【令和5年度】 「カウンセリングを通して聞かれる子どもたちの声」 講師：稻富正治氏	3
3-3 副籍制度 【修正】	副籍制度による交流及び共同学習等を実施します。副籍制度の積極的活用及び既存の実施形態にとらわれずICTの活用等の様々な手法で実施し、特別支援学校児童・生徒と市立小・中学校の交流を深め、共生地域を目指すために、内容の充実を図ります。	副籍制度利用率：100%  ↓ ・副籍制度利用率：100% ・ICT機器を活用した副籍交流の研究【修正】	教育指導課  学校	【令和4年度】 副籍制度利用率：67.7% 【令和5年度】 副籍制度利用率：60.6%	2
3-4 地域別懇談会 【新規】	障害福祉課職員が、特別支援学校在校生保護者・教員との懇談会に出席し、就学期の障害のある児童・生徒の支援が適切に行われるよう連携・情報共有を図ります。	地域別懇談会への出席	障害福祉課	地域別懇談会は書面開催で行った。障害福祉課職員と特別支援学校的教員とで卒業後の進路先などの情報共有、方針等の確認を行った。	3

#### (4) 卒業後の進路先との連携

高等学校等への進学時や特別支援学校高等部の卒業前に、関係機関が連携し、支援が必要な児童・生徒の生活の場が変わっても引き続き必要な支援を受けられるように連携を図ります。

項目	内容	令和8年度目標	担当課	実施状況（令和4・5年度）	評価
4-1 高等学校等との連携 【新規】	中学校卒業後、高等学校等で通級指導学級等を利用する場合等に学校生活支援シート等を情報提供します。	高等学校への情報提供	学校	【令和4年度】 高等学校への情報提供件数：18件 【令和5年度】 高等学校への情報提供件数：5件	3
4-2 特別支援学校高等部卒業に向けた連携 【新規】	特別支援学校を中心に、特別支援学校高等部卒業前に、就労支援機関、各障害福祉サービス事業所、卒業後の関係機関等や障害福祉課職員が連携して個別支援会議を実施します。	個別支援会議への参加	障害福祉課	【令和4年度】 特別支援学校を卒業する等、随時、個別支援会議等へ実施・出席した。 【令和5年度】 特別支援学校を卒業する方を対象とする個別支援会議等へ実施・出席した。 東京都立村山特別支援学校 4回	3

#### (5) 地域における切れ目ない支援体制の構築

支援が必要な児童・生徒と保護者は、乳幼児期から青年期以降まで、様々な機関と関わりを持つことがあります。行政の各関係機関が連携し、そのライフステージごとに切れ目なく支援が行われる体制整備を図ります。

項目	内容	令和8年度目標	担当課	実施状況（令和4・5年度）	評価
5-1 地域における切れ目ない支援体制の構築 ○重点事業 【新規】	支援が必要な児童・生徒の乳幼児期から青年期以降まで、継続的な支援を行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の機関の連携による相談・支援体制の構築を目指します。	乳幼児期の適切な相談・支援の実施	健康推進課 (保健センター)	子ども家庭支援センターと連携して、継続的な支援のため、各種医療機関等と相談支援体制の強化のための連絡打合せを実施した。	2
		適切な相談支援の実施	子ども家庭支援センター	関係機関の連携による切れ目ない支援の推進を図るために、東大和市要保護児童対策地域協議会を年6回（代表者会議2回、実務担当者会議4回）開催した。	3
		関係機関と情報交換・連携	保育課	保育施設等を利用する児童で、支援が必要な家庭や児童に関して、関係機関と必要に応じ情報交換及び連携を図った。	2
		関係機関の連携体制の構築	障害福祉課	チームケア会議等の個別会議のほか、日頃からケースについての情報共有を行った。	3
		支援が必要な児童の学童保育所での適切な受入の実施	青少年課	障害がある2年生以上の児童について、点数の高い1年生の基準指數を適用し、学童保育所への入所審査を行うほか、特に支援を要すると認める児童について、支援員を加配して支援体制の構築を行った。	3
		就学支援シートの適切な活用 高等学校等への情報提供	教育指導課	【令和4年度】 就学支援シート提出件数：176件 高等学校への情報提供件数：18件 【令和5年度】 就学支援シート提出件数：154件 高等学校への情報提供件数：5件	3

### 3 保護者支援の充実

#### (1) 就学相談システムの充実

就学相談では、支援が必要な児童・生徒について発達の状態等に応じた最も心さわしい教育を行っていくために、その児童・生徒のライフステージを見通し、可能性を最大限に伸長する視点から理解を図る必要があります。このため、就学相談に関わるすべての関係者が正しく理解して保護者へ情報提供し、保護者との信頼関係を構築しながら就学相談を行います。

項目	内容	令和8年度目標	担当課	実施状況（令和4・5年度）	評価
I-1 就学相談 【修正】	保護者へ正しく情報提供を行い、児童・生徒及び保護者の意見を十分に聞き取り、可能性を最大限に伸長する視点で相談を進めます。相談の申し込みが増加傾向なことから、申し込みを受けられる体制づくりについて研究を進めます。	就学相談実施体制の充実	教育指導課	【令和4年度】 就学相談等件数：149件 【令和5年度】 就学相談等件数：158件	2
I-2 就学相談担当者の専門性向上	東京都教育委員会主催の就学相談担当者説明会や研修会等に参加し、担当者の専門性の向上を図ります。東大和市就学支援委員会委員会を開催し、就学支援委員会委員としての専門性の向上を図ります。	研修の受講等による専門性の向上	教育指導課	・就学相談担当者説明会に参加し、担当者の専門性の向上に努めた。 ・東大和市における就学相談や特別支援教育について、東大和市就学支援委員会の委員向け研修会を実施した。	2
I-3 就学時健康診断の観点の共通理解の推進 【継続】	就学時健康診断実施前に、巡回相談員が小学校の養護教諭等と就学時健康診断の際の観点等について連携し、共通理解を図ります。就学時健康診断において支援が必要と考えられる場合は、連携して就学相談等により対応します。	連携による円滑な就学	教育指導課 学校	就学時健診の実施前に巡回相談員から情報提供を行い、小学校と連携を図った。	2
I-4 5歳児健診時の連携対応 【修正】	5歳児健診において、支援が必要と思われる児童の保護者に対し、必要に応じて就学相談の案内等の保護者支援を連携して行います。	連携の実施	教育指導課 健康推進課 (保健センター)	教育指導課と健康推進課（保健センター）が連携して、支援が必要な児童の保護者に就学相談等の案内を実施した。	2

#### (2) 情報発信の充実

東大和市における就学相談や特別支援教育の情報について、市公式ホームページによる周知・啓発、関係機関との情報共有等により、多方面から保護者に情報提供できる環境の整備を図ります。また、情報の発信については、市公式アプリやSNS等を活用し、保護者の手元に届きやすい周知を行います。

項目	内容	令和8年度目標	担当課	実施状況（令和4・5年度）	評価
2-1 幼稚園・保育施設等の巡回相談 ○重点事業 【新規】	市内の幼稚園・保育施設等を巡回し保護者や支援者向けに、市の特別支援教育に係る情報提供や保護者面談等へ同席します。	幼稚園・保育施設等を通した情報発信  ・幼稚園・保育施設等を通した情報発信 ・早期発見・早期支援等を目的とした研修会の実施【修正】	教育指導課	【令和4年度】 幼稚園・保育施設等の保護者、支援者向けに就学相談の説明動画を作成・配信した。  【令和5年度】 保育士等を対象とする発達障害等のある児童の早期発見・早期支援等を目的とした研修会を2回実施した。	3
2-2 特別支援教育啓発リーフレット等の配布 【継続】	特別支援教育や教育相談に係るリーフレットを入学時や就学時健康診断時に配布し、相談機関について周知します。特別支援教育を受けることで優劣などがつかず、「当たり前」のものとして理解されるように、各種リーフレットの内容について見直しを行います。	「特別支援教育リーフレット」・「就学支援シート」・「教育相談の手引き」の配布・見直し	教育指導課	特別支援教育に係るリーフレット等を適切な時期に配布した。	2
2-3 市公式ホームページ・学校公式ホームページにおける特別支援教育の啓発 ○重点事業 【修正】	市教育委員会発行の特別支援教育啓発リーフレットや都立特別支援学校の情報、東京都教育委員会発行の刊行物等の情報を掲載し、啓発の充実を図ります。学校公式ホームページにおいて、特別支援学校級や特別支援教室の様子について掲載します。	市公式ホームページ及び学校公式ホームページの充実	教育指導課 学校	・学校公式ホームページにおいて、特別支援学級の行事や授業の様子等について掲載及び更新を行った。 ・学校公式ホームページにおいて、特別支援教室やこいばの教室の様子等の掲載及び更新を行った。 ・市公式ホームページにおいて、特別支援学級のページリンク設定を行い、広く周知を図った。	2
2-4 就学相談・特別支援学級等に関する説明会の実施 ○重点事業 【新規】	就学相談や特別支援学級等で受ける教育、その後の進路等について、保護者が安心して見通しを持てるように説明会を実施します。	就学相談・特別支援学級等説明会の実施	教育指導課	【令和4年度】 説明会の開催には至らなかったが、幼稚園・保育施設等の保護者、支援者向けに就学相談の説明動画を作成・配信した。  【令和5年度】 幼稚園・保育施設等の保護者、支援者向けの就学相談の説明動画の公開の他、就学相談のオンライン申込について一部実施した。	3 2

(3) 相談体制の充実					
支援を必要とする児童・生徒の保護者は、子どもの発達や教育等について気軽に相談できず、悩みや不安を一人で抱えてしまうことがあります。 保護者に寄り添い、保護者が安心しながら子どもに教育を受けさせられるように各種相談体制の充実を図ります。					
項目	内容	令和8年度目標	担当課	実施状況（令和4・5年度）	評価
3-1 障害児相談支援 【新規】	障害児通所支援を利用する児童の保護者に対し、自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービスが利用できるよう、ケアマネジメントによりきめ細やかな支援が必要となります。これに伴い、障害福祉課では、障害児相談支援の給付決定を行います。	適切な給付	障害福祉課	【令和4年度】 サービス利用支援：254件 継続サービス利用支援：294件 サービス利用支援及び継続サービス利用支援：43件 その他加算件：3 【令和5年度】 サービス利用支援：271件 継続サービス利用支援：390件 サービス利用支援及び継続サービス利用支援：88件 その他加算：6件	3
3-2 乳幼児健康診査・ 乳幼児発達健康診査・乳幼児経過観察発達相談 【継続】	各種乳幼児健診・発達健診等で支援が必要な児童の早期発見に努め、必要に応じて専門医療機関やフォローグループの情報提供等を行います。	健康診査の継続支援	健康推進課 (保健センター)	2 (1) I-I再掲	
3-3 子育て総合相談・ 専門相談 【新規】	子どもと家庭に関する総合相談、各種専門相談により、切れ目のない支援を目指します。福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら支援します。	連携した支援の実施	子ども家庭支援センター	支援の必要な家庭について、関係機関の役割や支援方針を検討するため個別ケース検討会議を実施した。 【令和4年度】実施回数34回 【令和5年度】実施回数33回	3
3-4 継続相談 【新規】	就学相談を実施し、就学支援委員会の所見と異なった就学先に進学した児童・生徒の保護者と学校・教育委員会等が連携し、児童・生徒が就学先において安定した学校生活を送れるように継続的に相談して支援します。	継続相談の実施	学校 教育指導課	学校からの要請等に基づき、巡回相談員が事前に行動観察等を実施し、児童・生徒が安定した学校生活を送れるように、継続相談の場において助言等を行った。	3
3-5 さわやか教育相談 【新規】	心身の健康、生活、行動、学習、進路等、幅広い相談について、園や学校、関係機関等と連携し、児童・生徒及び保護者を支援します。	教育相談の充実	教育指導課	【令和4年度】 相談件数 103件 校内委員会への参加 15回 教育相談等代表者会 10回 【令和5年度】 相談件数 140件 校内委員会への参加 1回 教育相談等代表者会 9回	3
3-6 サポートルーム 【新規】	学校・関係機関と連携しながら、不登校や不登校傾向となった児童・生徒の指導・支援や保護者の相談支援を実施します。	相談、支援の実施及び保護者相談体制の充実	教育指導課	【令和4年度】 スクールカウンセラー配置時間 346時間 教育相談等代表者会 10回 【令和5年度】 スクールカウンセラー配置時間 376.5時間 教育相談等代表者会 9回	3
3-7 ケアラー支援事業 【新規】	総合福祉センターは～とふるにおいて、障害のある方を介護している方に対し、障害の制度等についての情報提供を行うとともに、介護負担を軽減するため、相談支援や介護者同士の交流会等を行います。	事業の充実	障害福祉課	【令和4年度】 ケアラー支援交流事業 5回／合計61人参加 【令和5年度】 ケアラー支援交流事業 6回／合計69人参加	3

## IV 計画の実施と評価



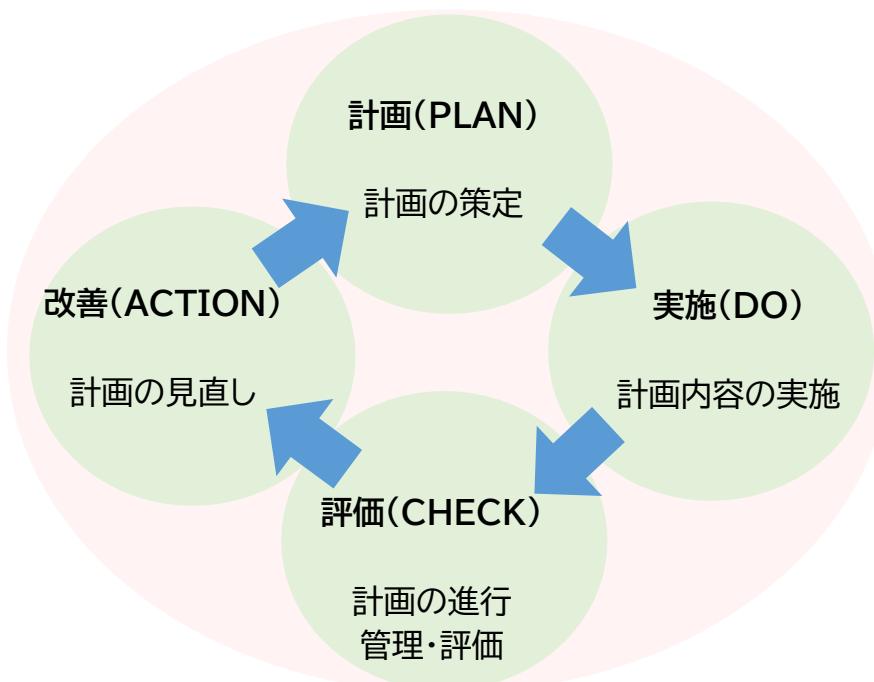
## IV 計画の実施と評価

計画に沿った施策の推進を図るため、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）の「PDCA サイクル」の考え方を活用し、各年度の事業の実績・進捗について、計画の進行管理や評価を行います。

国や東京都の計画や動向、各年度の取組状況等を踏まえ、計画期間（令和4年度～令和8年度）の中間年度に当たる令和6年度に、取組内容や目標の見直しを実施いたしました。

これらの結果を、令和9年度からの次期計画である第四次東大和市特別支援教育推進計画の策定に適切に反映していくこととします。

＜PDCA サイクルと計画期間における見直し等の流れ＞



令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
第三次東大和市特別支援教育推進計画 (毎年度計画の進行管理・評価の実施)					第四次計画	
		計画の見直し		次期計画の策定		

## V 資料・用語解説



## 就学支援シート

2. 行動面の特徴や配慮が必要なことを教えてください。 ご家庭での様子(保護者から)		幼稚園・保育園から
※ご家庭において、お子さんが以下の(例)のようないふて行動等を起こした場合、どのようないふて対応方法を教えてください。	※において、以下の(例)のようないふて行動等を起こした場合にどの方法を取らなければならないが教えてください。 (例)	※において、以下の(例)のようないふて行動等を起こした場合にどの方法を取らなければならないが教えてください。 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○多動</li> <li>○運動的</li> <li>○怒りっぽい</li> <li>○言葉よりも手が出来る</li> <li>○爪をかむ</li> <li>○指しゃぶり</li> <li>○チック</li> <li>○ペニックリになる</li> <li>○落ち着きがない</li> <li>○落ちだわりが強い</li> <li>○音声</li> <li>○その他</li> </ul>
性格・行動に関する特徴	保育者の願いどしだけで大切にしてきてることで工夫してきてることなど、これからもまた、学校と相談しながら工夫や必要な配慮	園において、就学前の支権に向けて大切にしてきていたこと、指導により伸びたこと、これからも伸びましてほしいこと等
3.今までに相談したことがある相談機関(医療、教育、福祉等)からの引退またはアドバイス		



氏名〔 記入例を参考に、あてはまる項目に○をして、空欄には自由にご記入ください。〕									
1. 好きなこと(得意なこと)や嫌いなこと(苦手なこと)を教えてください。									
<p>記入例を参考に、あてはまる項目に○をして、空欄には自由にご記入ください。</p>  									
「家庭教育」の様子(保護者から)	<p>幼稚園・保育園から</p> <table border="1"> <tr> <td>□聞く □話す □読み読み □教・計算 □書く □片づけ □食事</td> <td>□大きな運動 □細かい作業 □人ととのかかわり □大団結での活動 □小音楽会 □お産替え</td> </tr> <tr> <td>□聞く □話す □読み読み □教・計算 □書く □片づけ □食事</td> <td>□大きな運動 □細かい作業 □人ととのかかわり □大団結での活動 □小音楽会 □お産替え</td> </tr> <tr> <td>□聞く □話す □読み読み □教・計算 □書く □片づけ □食事</td> <td>□大きな運動 □細かい作業 □人ととのかかわり □大団結での活動 □小音楽会 □お産替え</td> </tr> <tr> <td>□聞く □話す □読み読み □教・計算 □書く □片づけ □食事</td> <td>□大きな運動 □細かい作業 □人ととのかかわり □大団結での活動 □小音楽会 □お産替え</td> </tr> </table>	□聞く □話す □読み読み □教・計算 □書く □片づけ □食事	□大きな運動 □細かい作業 □人ととのかかわり □大団結での活動 □小音楽会 □お産替え	□聞く □話す □読み読み □教・計算 □書く □片づけ □食事	□大きな運動 □細かい作業 □人ととのかかわり □大団結での活動 □小音楽会 □お産替え	□聞く □話す □読み読み □教・計算 □書く □片づけ □食事	□大きな運動 □細かい作業 □人ととのかかわり □大団結での活動 □小音楽会 □お産替え	□聞く □話す □読み読み □教・計算 □書く □片づけ □食事	□大きな運動 □細かい作業 □人ととのかかわり □大団結での活動 □小音楽会 □お産替え
□聞く □話す □読み読み □教・計算 □書く □片づけ □食事	□大きな運動 □細かい作業 □人ととのかかわり □大団結での活動 □小音楽会 □お産替え								
□聞く □話す □読み読み □教・計算 □書く □片づけ □食事	□大きな運動 □細かい作業 □人ととのかかわり □大団結での活動 □小音楽会 □お産替え								
□聞く □話す □読み読み □教・計算 □書く □片づけ □食事	□大きな運動 □細かい作業 □人ととのかかわり □大団結での活動 □小音楽会 □お産替え								
□聞く □話す □読み読み □教・計算 □書く □片づけ □食事	□大きな運動 □細かい作業 □人ととのかかわり □大団結での活動 □小音楽会 □お産替え								
好きなこと・得意なこと	嫌いなこと・苦手なこと								

# ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくり（1）

## ユニバーサルデザインを取り入れた 学級づくり

～ユニバーサルデザイン 東大和市版～

学級の中には特別な支援が必要とする児童・生徒がいます。ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくりは、どの児童・生徒にも安心感を与える軽やかな学習生活をおくるために進めます。

キーフレットで、ユニバーサルデザインを取り入れた環境づくり・施設づくり・授業づくりのためのヒントを掲載しています。ぜひご活用ください。

**理解づくり**

理解となるものを、能力	理解づくり	理解となるものを、能力	理解づくり
理解・生産につながる	理解・生産につながる	理解・生産につながる	理解・生産につながる
理解づくりを進めます。	理解・生産につながる	理解・生産につながる	理解・生産につながる
児童の普通のが行なうと苦ら	児童の普通のが行なうと苦ら	児童の普通のが行なうと苦ら	児童の普通のが行なうと苦ら
めで学習に取り組めるよう	めで学習に取り組めるよう	めで学習に取り組めるよう	めで学習に取り組めるよう
になります。	になります。	になります。	になります。

さて、下の写真を見て考えてみましょう。



児童・生徒が落ち着いて学習に取り組めるような配置がいくつかなされています。

①～⑤に行われている具体的な配置のポイントは何でしょうか？

（次ページからそのヒントが示されています。解答は裏表紙に記載）。

## 【安心で生きる集団づくり】

～活動に見通しをもたらせる～

1 横内で生きたりや、他の片付け方を統一し、分かりやすく整理化する

例 机に荷物をかけるときは、奇数列は左、偶数列は右にする等  
方法を統一し、カードなど規則化する。

2 やるべき活動を順序付け、見通しを立てて伝える

例 「①」「②」の順番を付け、最初から最後までの見通しを伝える

3 予定の変更がある場合は、最初に必ず説明をする

例 变更点がいつ、どこで確認できるのか規範化する。「体育は体育館に変更」と掲示する

4 手帳での生活活動・日常生活などのやり方を、毎日決まって書きかけるなど

例 各保育の手帳を日記に貼つておく

＜特性の研究と上手な対応＞

1 「スマートスタッフ」で活動を区切り、「できだ！」の青い点、成功体験を大切にする

例 10回問題があれば最初に5問問い合わせ印押す。次に残りの5問を行う

2 節止符でめどく青点印で書きかける

例 「もうかは走つてはだめ！」→「もうかは歩きかねます！」

3 読書の特性（音やにあいに敏感、味覚や皮膚感覚に苦手さが強いなど）を理解し経験させたり配置をせる。

4 「理解をもった感想」を打つ

例 他引に迷惑でない個別の行動、ひとり言には思いやりの細胞

5 本人の書き表示・ペルフ等の方法を工として受け入れる。

例 支援グッズの利用

＜コミュニケーションを意識した集団づくり＞

1 「あいさつ」と「選舉」を大切にする。

例 あいさつは誰にでも行えるコミュニケーションであることを子どもたちに伝える。

2 「コミュニケーションタイム」を意識的につくる

例 前の時間・学年等でのショートエクササイズ、休憩時間のクラス遊び等

3 人それぞれの違いを認め合ふ事ができる環境づくりをさせる。

例 「分組」という方法を上手に利用し、「協力」「チームワーク」を意識させ、声掛けする

## ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくり（2）

### 【落ち着ける環境づくり】

<授業の円滑化 ルールが明確になっているへ>

#### 1 タイム管理、授業計画のルールを具体的にする。

例 授業ごとに準備する道具のセットの仕方が決められている  
「チャイム着脱OK、準備OK」と毎回評価し、褒めることで行動を強化する

#### 2 注目に付けるルールを具体的にする。

例 「注目！」と書いたら、全員が注視せりをやめ、點し手に向ける等。  
注目の仕方が明確になっている

#### 3 着目に付けるルールを具体的にする。

例 「質問はありますか」などの発言があつてから、手をあげて、指名されてから発言するなどのルールがある

#### 4 不適切な行動への対応のルールを具体的にする。

例 「いいー（立つ）→「へです」などのルールがある  
不適切な行動があつた場合は、教員は過剰反応せず、ルールに従って次々と指導する

#### 例 発言のルールが守れず話した所、制止するためのジェスチャーがある

### 【集中できる授業づくり】

複数的な刺激や過剰的な刺激を受けやすい児童・生徒がいます。  
少しでも集中して授業に臨むように、落ち着いた環境を整えていきましょう。

集中しやすい環境づくり



<集中できる授業の組み立て～わかる授業づくり～>

#### 1 学習活動の順序と終了が明確に示されている。

例 「この授業の終了は今から〇分後です。はじめてください」途中で「あと〇分です。」  
終了時「終了。」と伝える（タイマーがあるとよい）

#### 2 個別化するなど周囲を指向させる。

例 作業表はワークシート、説明後は質問タイム、並聴問題を早く終えた人は並用問題に接続してみると等、授業の流れをバーン化する  
授業の最初に進行の流れを説明する。また、授業目標や参照するページ等を書いておく



気が散りやすい児童・生徒や集中して取り組めない児童・生徒は囲りの刺激を受けやすいため、刺激となるようなものを極力減らすことで集中を持続させることができます。

# 学校生活支援シート（1）

※取扱注意

年度

作成開始日

最終更新日

## 学校生活支援シート

### 児童・生徒の情報

ふりがな		性別		年齢	
氏名		生年月日			
在籍校	東大和市立第一小学校	年	組		
学級担任		コーディネーター			
特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級	年 月 日 ~ 年 月 日				
引継内容 ／備考	・就学支援シート 提出あり／なし				

### ■ 学校生活に望んでいることや願い

本人	
保護者	

### ■ 児童・生徒の様子（主訴、課題、環境、本人の能力、興味関心があること 等）

--

### ■ 支援の目標

--

#### 学校の指導・支援

#### 家庭での支援

--	--

共通記号	対応プラン	ア) 校内対応、イ) 環境調整、ウ) 授業中の配慮、エ) 人的補充(補教体制)、オ) 取り出し・個別対応 カ) 校内委員会、キ) SC対応、ク) 不登校支援、ケ) 個別指導計画の作成、コ) その他
	連携機関	A 保護者、B さわやか教育相談室、C サポートルーム、D 巡回相談(市)、E 巡回相談(都)、F SSW G 子ども家庭センター、H 保健センター、I 児童相談所、J 就学支援委員会、K その他

## 学校生活支援シート（2）

※取扱注意

### ■ 医療受診歴・各種機関への相談歴・検査記録 など

### ■ 支援機関の支援

在籍校	年度	年 組	担任名:	
	年度	年 組	担任名:	
	年度	年 組	担任名:	
	支援機関:	担当者:	連絡先:	期間( )～( )
	支援内容:			
	支援機関:	担当者:	連絡先:	期間( )～( )
	支援内容:			
	支援機関:	担当者:	連絡先:	期間( )～( )
	支援内容:			
	支援機関:	担当者:	連絡先:	期間( )～( )
	支援内容:			
	支援機関:	担当者:	連絡先:	期間( )～( )
	支援内容:			

### ■ 支援会議・面談の記録

日付	出席者	内容・引継事項 など

### 評価欄

#### ■ 成長の様子・来年度への引継ぎ・就学支援委員会への所見・支援教室の利用目的 など

#### ■ 次年度における保護者意向

継続    中止    (確認日 : 年 月 日)

以上の内容について了解し確認しました。

令和 年 月 日 保護者氏名 \_\_\_\_\_

# 個別指導計画（1）

※取扱注意

年度	作成開始日	最終開始日
<b>個 別 指 導 計 画</b>		
児童・生徒の情報		
ふりがな	性別	年齢
氏名	生年月日	年 月 日
在籍校	東大和市立第一学校	年 級
通級指導学級・特別支援教室	年 月 日	年 月 日
記入者	学級担任	コーディネーター
<b>実態と手立て</b>		
教科学習		
社会性 ・行動面		
運動 ・ 手先の器用さ		
その他 (身辺処理等)		
在籍学級 の目標		
特別支援教室 の目標		
<b>指導上の目標設定</b>		
長期目標①		
短期目標①		
短期目標②		
短期目標③		
長期目標②		
短期目標①		
短期目標②		
短期目標③		

## 個別指導計画（2）

※取扱注意

支 援 内 容					
対応 プラン	(ア) 校内対応、(イ) 環境調整、(ウ) 授集中の配慮、 (エ) 人的補充(補教体制)、(オ) 取り出し・個別対応、(カ) 校内委員会、 (キ) SC対応、(ク) 不登校支援、(ケ) 特別支援教室、(コ)その他			連携 機関	A 保護者、B さわやか教育相談室、C サポートルーム、 D 巡回相談(市)、E 巡回相談(都)、F SSW、G 子ども家庭センター、 H 保健センター、I 児童相談所、J 就学支援委員会、K その他
	日付／ 記載者	長期 No.	短期 No.		

総合的な評価・所見

--

# 特別支援教室リーフレット（小学校）

〈表〉

**特別支援教室利用の流れ**

- ① 相談・見学  
担任の先生にご相談のうえ、拠点校へ見学の申込みをしてください。
- ② 申込み  
東大和市教育委員会 教育指導課窓口（本庁舎5階4番）にご来庁ください。申込書類の記入と相談員による面談を行います。
- ③ 心理検査  
相談員による心理検査の実施、または検査結果の提供をお願いします。
- ④ 会議にかかるための準備  
教育委員会から学校へお子さんの様子をまとめた資料の作成依頼をします。また、必要に応じて保護者と校長先生との面接やお子さんとの体験授業をしていただく場合があります。
- ⑤ 判定会議の実施  
教育委員会、小・中学校管理職、巡回指導教員等で話し合います。
- ⑥ 結果通知  
2週間以内に教育委員会から審議結果のご連絡をします。
- ⑦ 利用開始  
各拠点校から特別支援教室の利用開始日についてご連絡します。原則、次の学期から開始となります。

【問合せ】 東大和市教育委員会 教育部 教育指導課  
☎ 042-563-2111(代表) 内線 1525~1527  
✉ shidoh@city.higashiyamato.lg.jp

**第二小学校（くぬぎ学級）**

**第六小学校（けやき学級）**

**第七小学校（ななもり学級）**

**東大和市立小学校の  
特別支援教室**

拠点校	巡回校
第二小学校 くぬぎ学級 南街 3-61-2 (☎561-1131)	第八小学校 第十小学校
第六小学校 けやき学級 仲原 1-5-1 (☎562-3755)	第三小学校 第四小学校 第五小学校
第七小学校 ななもり学級 芋窪 5-1171 (☎563-3851)	第一小学校 第九小学校

〈裏〉

**特別支援教室ってなに？**

- 特別支援教室は、集団に適応できにくい子どもたちが、本来自分が持っている力を十分に発揮し、自信をもって学校生活が送れるように支援することを目的とした教室です。

**特別支援教室のしくみ**

- 「特別支援教室」は、通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害等で、通常の学級での学習におむね参加でき、一部特別な指導を必要としている児童を対象としています。
- 特別支援教室の拠点校から『巡回指導教員』と呼ばれる先生が、お子さんの在籍する学校（在籍校）を訪問して授業を行います。

**特別支援教室での授業内容**

- 個別の学習  
成功体験を積み重ね、自信をもって学校生活が過ごせるように、意欲を育てます。
- 生活の振り返りを行い、自分の気持ちを言葉で表現して整理する。また、実際場面の練習をする。
- 学習のつまずきの原因を見つけて、一人ひとりの課題にあった教材を使って学習方法を学ぶ。
- 集中力の保ち方、身体の使い方、手先の使い方を育成する。

**特別支援教室での指導について**

- 決められた曜日・時間に、校内の特別支援教室、または拠点校の特別支援教室に通います。
- 一人ひとりの課題に応じて、保護者と相談しながら『個別指導計画』を作成し指導目標を立てて支援・指導を行います。
- 『個別の学習』と『小集団での学習』を組み合わせて行することで、在籍学級での適応を高めます。
- 『原則の指導期間』は 1 年間です。ただし、指導目標の達成状況等により指導の延長や、退室後でも再入室することができます。

**少人数の集団で活動し、人との関わり合いを中心に、相手や社会を意識した適応力を育てます。**

- 集団生活への適応や生活習慣の定着を図る。
- ルールや勝敗のあるゲームや活動を通じ、他者との関わりや自己の行動、感情の調整を行う。
- 状況を理解し、話の聞き方や話し方等、人と上手に関わるコミュニケーションスキルの獲得。
- 小集団での体験活動を通して、発表や話し合いの場面で自分の意見を出したり、相手を受け入れて折り合いをつけたりすることを学ぶ。

# 特別支援教室リーフレット（中学校）

〈表〉

**特別支援教室利用の流れ**

- ① 相談・見学  
担任の先生にご相談のうえ、拠点校へ見学の申込みをしてください。
- ② 申込み  
東大和市教育委員会 教育指導課窓口（本庁舎5階4番）にご来庁ください。申込書類の記入と相談員による面談を行います。
- ③ 心理検査の実施  
相談員による心理検査の実施、または検査結果の提供をお願いします。
- ④ 会議にかかるための準備  
教育委員会から学校へお子さんの様子をまとめた資料の作成依頼します。また、必要に応じて保護者と校長先生との面接やお子さんに体験授業をしていただく場合があります。
- ⑤ 判定会議の実施  
教育委員会、小・中学校管理職、巡回指導教員等で話し合います。
- ⑥ 結果通知  
2週間以内に教育委員会から審議結果のご連絡をします。
- ⑦ 利用開始  
各拠点校から特別支援教室の利用開始日についてご連絡します。  
原則、次の学開から開始となります。

**拠点校と巡回校**

中学校グループ	
拠点校	第二中学校 ステップ教室 東大和市南街3-60-4 ☎ 042-561-0195(直通)
巡回校	第一中学校 ステップ教室 第三中学校 ステップ教室 第四中学校 ステップ教室 第五中学校 ステップ教室

**【問い合わせ】**  
東大和市教育委員会 教育部 教育指導課  
☎ 042-563-2111(代表) 内線 1525~1527  
✉ shidoh@city.higashiyamato.lg.jp

東大和市立中学校の  
**特別支援教室**

〈裏〉

**こんなことに困っていませんか？**

- ✓ 気持ちの切り替えが難しい  

ひとつつことが気になると切り替えがうまくいかない。  
黙り込まないようにしてほしい。
- ✓ コミュニケーションがうまくとれない  

困ったことをすぐ言ってしまう。  
周りのみんなとどう付き合っていいかわからない。
- ✓ 運動や体の動きが器用にできない  

手先が不器用で、うまく道具や楽器が使えない。
- ✓ 落ち着いて授業に参加できない  

授業中立ち去ってしまう。  
勉強に集中できなくて、しゃべり継ぎてしまう。
- ✓ 得意・不得意の差が大きくて  
本来の力を発揮しにくい  

考えることは得意だけど、文章を読んだり、聞いたりするのが苦手。

**特別支援教室ってなに？**

- ◆ 集団にうまく関われなかつたり、適応ができないなかつたりするお子さんのための教室です。
- ◆ 個別の指導や少人数での集団活動を通して、本来持っている自分の力を発揮して自信をもって学校生活を送れるように、サポートすることを目的としています。
- ◆ 「原則の指導期間」は1年間です。  
ただし、指導目標の達成状況等により指導の延長や、退室後でも再入室することができます。

**特別支援教室のしくみ**

- ◆ 特別支援教室の拠点校から「巡回指導教員」と呼ばれる先生が、決められた曜日・時間にお子さんの在籍する学校を訪問して、校内の特別支援教室で授業を行います。
- ◆ お子さん一人ひとりの課題に応じて、指導内容や方法、時間数などを保護者や在籍校と相談して決めていきます。

**特別支援教室で何の授業をするの？**

**個別の学習**

成功体験を積み重ね、自信をもって学校生活が過ごせるように、意欲を育てます。

- 生活の振り返りを行い、自分の気持ちを言葉に表して心の整理をする。
- 学習のつまずきの原因を見つけて、一人ひとりの課題に合った教材を使って学習方法を学ぶ。
- 集中力の保ち方、手元や身体の使い方を育成する。

**小集団での学習**

少人数でのグループ活動の中で、他者とのコミュニケーションや、ルールを意識した適応力を育てます。

- ルールや勝敗のあるゲームや活動の中で、他者との関わりや自己の行動・感情の調整の仕方を学ぶ。
- 状況を理解しながら、話を聞いたり、人に話したりできるようにコミュニケーションスキルを学ぶ。
- 発表や話し合いを通じて、自分の意見を出したり、相手の意見を受け入れたりして、お互いに折り合いをつけることを学ぶ。

## 特別支援教育啓発パンフレット（未就学児保護者向け）

**就学までのスケジュール**

4月	・就学相談の申込み開始（保護者のみ）【4/1 各市相談窓口】
5月～ 9月	・就学時健康診断のご案内を発送（9月下旬）
10月	・就入学用量石等の作成
11月	・就学時健診結果の実施【10月～11月】 就学支援シートの配布
12月	
1月	・教育委員会から就学通知を発送
2月	・入学説明会【就学支援シートの提出】
3月	
翌年4月	・小学校入学

**お子さんに関する各種相談先**

相談事項名	相談内容等	問い合わせ先
就学相談	就学にあたっての心配や安心に関するもの（書類・生徒の適切な就学相談の相談、特別支援学校・通級学年等への転入相談等）	教育指導課 特別支援教育係 市役所2階2号室 042-563-2111 内線1525/1526
学校運営相談	学校での様子や巡回検査結果（巡回の理士等）が行動面で見えて、担当や保護者へ相談・相談を行なう。	さわやか相談室（運営委員会） 042-563-2791 開設：月～金 午後10時～午後5時
さわやか教諭相談室	児童、行動面、就学にあたっての心配など、お子さんに聞こえての相談など、お子さんと関わるあらゆる相談に対応します。	さわやか教諭相談室（運営委員会） 042-563-2791 開設：月～金 午後10時～午後5時
子どもと家庭の総合相談	○ 給食から生活習慣、就学にあたっての心配など、お子さんに聞こえての相談など、お子さんと関わるあらゆる相談に対応します。	子ども家庭支援センター 042-563-3651
児童・発達相談（専門・一般）	お子さんの発育の経過、育児について、ほかが専門知識（医師、歯科医、栄養士、産科衛生士、助産師、心療内科医）による相談を行ないます。	相談課（保健センター） 042-563-5211

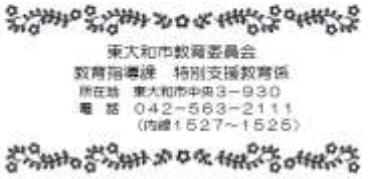
※各相談窓口は、ご相談内容に応じて適切な相談機関へ引継ぎをします。

**子どもたちが  
楽しく生き生きと  
学校生活を送るために**



東大和市では、子どもたちがすこやかに育ち立派になっていくよう、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行なっています。

東大和市教育委員会  
教育指導課 特別支援教育係  
所在地 東大和市中央3-9-30  
電話 042-563-2111  
(内線1527～1526)



**気になることはありますか？**

子どもの成長や発達は、一人一人違います。  
お子さんの成長を見守る中で、気になることってありませんか？



**小学校入学前に準備しておきたいこと**

幼稚園、保育園から小学校にあがる時に、お子さんの特徴を正しくつかみ、円滑に教育的支援をつなぐことが大切です。

市では、就学時健康診断の際に、全ての入学予定者に就学支援シートを配布しています。

就学支援シートは、幼稚園や保育園が作成する書類（※）とは異なり、保護者と幼稚園・保育園の先生が協力して作成します。入学する小学校に、お子さんの「好きなこと・得意なこと」「嫌いなこと・苦手なこと」など、学校生活で必要な情報を直接伝えるためのツールです。

※要領とは？…幼稚園・保育園の先生が作成する「幼稚園・保育園指導要領」と「保健所保健指導要領」のことです。



▲就学支援シートの見本

**幼稚園・保育園から小学校へ支援をつなげます**

就学支援シートの様式は、入学時から安心して小学校生活が送れるようになされています。入学と同時に適切な支援を受けるためにも、積極的な活用をお願いしております。

小学校ではこれらをもとに、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行なっています。入学後は、個別支援カード・個別指導計画等を作成し、保護者と連携を図り、支援をつないでいます。



**一人一人の必要性に応じた教育**

どの子どもにも、それぞれの課題や特性があります。

市では、多様な教育ニーズや発達の状態等に応じた教育を行なうために、通常学級のほか、少人数学級で個別指導を中心とする特別支援学級（固定制）、学習面や行動面の一部の特別な支援を週1回程度利用する特別支援教室やことばの教室を設置しています。

東大和市の 特別支援教育	全学年全科	通常学級で学習におけるおおむね参画できているものの、行動面や一々學習につまづきがあり、個別に改善・補充を必要とする兒童です。
	特別支援教室	通常学級での学習に参画でき、ことばの発達に課題があり、特別支援教室での指導が不要な児童が対象です。
	ことばの教室 (複数校)	通常学級での学習に参画でき、ことばの発達に課題があり、特別支援教室での指導が必要な児童が対象です。
	特別支援学級 (固定制)	第三小学校、第四小学校 就学の開始段階に遅れがあり、日常生活で学ぶことのできる範囲な状態を呈している児童。

47

# 自立活動の目標と内容（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領より）

## 自立活動の目標と内容（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領より）

### 1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するためには必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

### 2 内容

1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康の状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

# 学習と行動のチェックリスト（小学校1、2学年用）(1)

※令和3年3月東京都教育委員会発行 特別支援教室の運営ガイドラインより抜粋

様式1-1

記入日

年 月

学年・児童名		記入者	在籍学級担任
--------	--	-----	--------

## 学習と行動のチェックリスト（小学校1、2学年用）

※評価：できる→A ほぼできる→B あまりできない→C できない→D 未確認→未

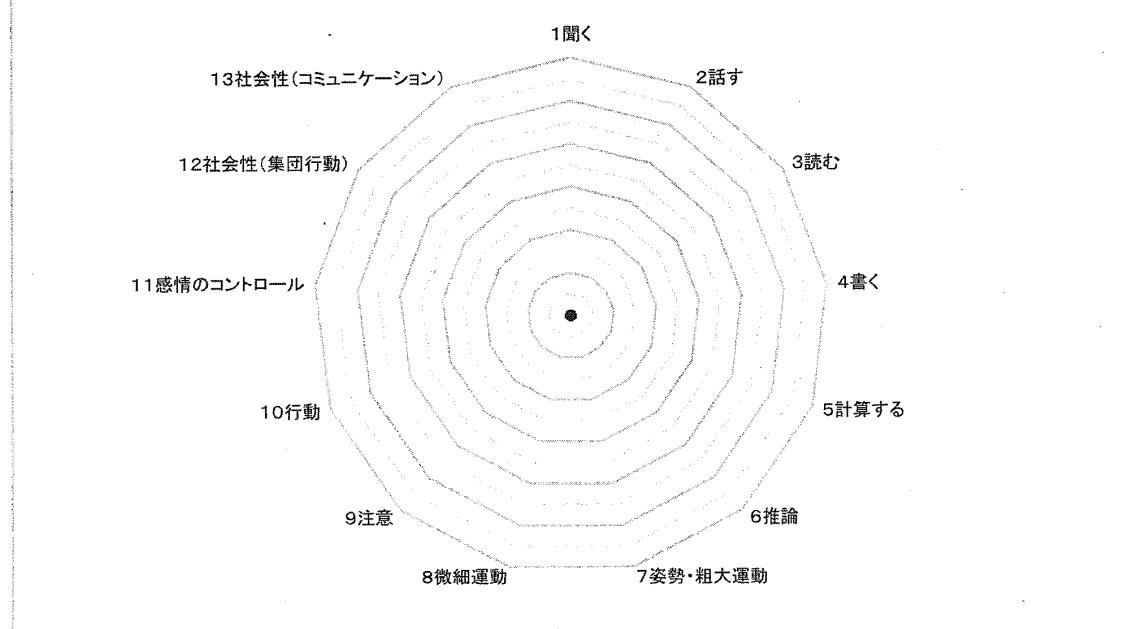
【達成度の目安】 A : 80%以上 B : 80~50% C : 50~30% D : 30%以下

区分	項目	評価					備考
		A	B	C	D	未	
1 聞く	① 個別に出された口頭の指示を聞いて行動できる。	<input type="checkbox"/>					
	② 一斉の指示を聞いて行動できる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 聞きまちがいなく、話の内容を覚えることができる。	<input type="checkbox"/>					
2 話す	① 単語の羅列ではなく、文として話をすることができます。	<input type="checkbox"/>					
	② 自分の意思を教師に伝えることができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 教師に内容をわかりやすく伝えることができる。	<input type="checkbox"/>					
3 読む	① 既習の文字を読むことができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 学年で使用する教科書の一文を流ちょうに読むことができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 説明文の内容を読み取ることができます。	<input type="checkbox"/>					
4 書く	① 既習の文字を書くことができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 字の形や、大きさを整えて書くことができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 決められた時間内で板書を写すことができる。	<input type="checkbox"/>					
5 計算する	① 学年相応に簡単な計算ができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 学年相応に簡単な暗算ができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 5、10とまとめて数えることができる。	<input type="checkbox"/>					
6 推論	① 学年相応に図形を描くことができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 学年相応に量を比較することや、量を表す単位を理解することができます。	<input type="checkbox"/>					
	③ 手本や例示を基に考え、必要に応じて修正することができます。	<input type="checkbox"/>					
7 精姿勢・運動	① 全身を使った運動ができる。（スキップ、ボール運動等）	<input type="checkbox"/>					
	② つま先立ちや片足立ちができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ スタートの合図で、全力疾走（30m程度）ができる。	<input type="checkbox"/>					
8 微細運動	① 配られたプリント等を角を合わせて半分に折ることができます。	<input type="checkbox"/>					
	② 線に沿って紙をはさみで切ることができます。	<input type="checkbox"/>					
	③ 箸を使うことができる。	<input type="checkbox"/>					
9 注意	① 身の回りの整理整頓や物の管理ができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 人の話に注意を向けて聞くことができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 最後まで集中してやり遂げることができます。	<input type="checkbox"/>					

## 学習と行動のチェックリスト（小学校1、2学年用）（2）

※令和3年3月東京都教育委員会発行 特別支援教室の運営ガイドラインより抜粋

10. 行動	① 着席し、むやみに手足を動かさず、授業を受けることができる。	<input type="checkbox"/>				
	② そわそわせず落ち着いて行動することができる。	<input type="checkbox"/>				
	③ 話の途中に割り込みます、最後まで人の話を聞くことができる。	<input type="checkbox"/>				
11. 感情のコントロール	① 予定に変更が生じても順応した行動ができる。	<input type="checkbox"/>				
	② 何かに固執しないで行動することができる。	<input type="checkbox"/>				
	③ パニックを起こさず感情をコントロールすることができる。	<input type="checkbox"/>				
12. 社会性（集団行動）	① きまりを守った行動ができる。	<input type="checkbox"/>				
	② みんなと一緒に行動（集団行動）がとれる。	<input type="checkbox"/>				
	③ 場所をわきまえた行動がとれる。	<input type="checkbox"/>				
13. 社会性	① 友達と一緒にトラブルなく遊ぶことができる。	<input type="checkbox"/>				
	② 人に対して親しみをもった発言や行動をすることができる。	<input type="checkbox"/>				
	③ 相手に合わせた言葉づかいができる。	<input type="checkbox"/>				
児童の得意な点や興味・関心のある事柄						



# 学習と行動のチェックリスト（小学校3、4、5、6学年用）（1）

※令和3年3月東京都教育委員会発行 特別支援教室の運営ガイドラインより抜粋

様式1-2

記入日

年 月

学年・児童名	記入者	在籍学級担任
--------	-----	--------

## 学習と行動のチェックリスト（小学校3、4、5、6学年用）

※評価：できる→A ほぼできる→B あまりできない→C できない→D 未確認→未

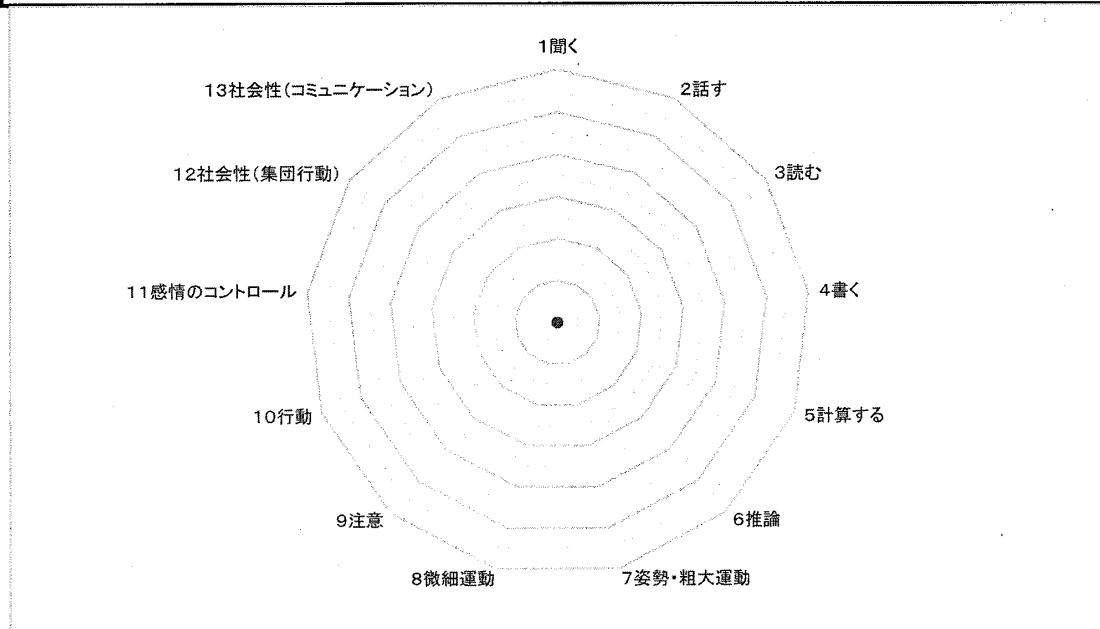
【達成度の目安】 A：80%以上 B：80～50% C：50～30% D：30%以下

区分	項目	評価					備考
		A	B	C	D	未	
1 聞く	① 個別に出された口頭の指示を聞いて行動できる。	<input type="checkbox"/>					
	② 一斉の指示を聞いて行動できる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 聞きまちがいなく、話の内容を覚えることができる。	<input type="checkbox"/>					
2 話す	① 単語の羅列ではなく、文として話すことができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 自分の意思を教師や友達に伝えることができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 経験したことを順序よく話すことができる。	<input type="checkbox"/>					
3 読む	① 既習の漢字を読むことができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 学年で使用する教科書の一文を流ちょうに読むことができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 説明文や物語文の内容を読み取ることができる。	<input type="checkbox"/>					
4 書く	① 既習の漢字を形や大きさを整えて書くことができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 決められた時間内で板書を写すことができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 話を聞いてメモにまとめることができる。	<input type="checkbox"/>					
5 計算する	① 学年相応に簡単な計算ができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 学年相応に簡単な筆算ができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ かけ算九九を使って問題を解くことができる。	<input type="checkbox"/>					
6 推論	① 学年相応に图形を描くことができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 学年相応に量を比較することや、量を表す単位を理解することができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 目的に沿って行動を計画し、必要に応じて修正することができる。	<input type="checkbox"/>					
7 粗姿勢・運動	① 授業中に一定時間姿勢を保つことができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 全身を使った運動ができる。（スキップ、ボール運動、縄跳び等）	<input type="checkbox"/>					
	③ 身体を使った模倣ができる。	<input type="checkbox"/>					
8 微細運動	① 配られたプリント等を角を合わせて半分に折ることができる。	<input type="checkbox"/>					
	② はさみやコンパスを扱うことができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 筆で物をつまむことができる。	<input type="checkbox"/>					
9 注意	① 身の回りの整理整頓や物の管理ができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 人の話に注意を向けて聞くことができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 最後まで集中してやり遂げることができる。	<input type="checkbox"/>					

## 学習と行動のチェックリスト（小学校3、4、5、6学年用）（2）

※令和3年3月東京都教育委員会発行 特別支援教室の運営ガイドラインより抜粋

10. 行動	① 着席し、むやみに手足を動かさず、授業を受けることができる。	<input type="checkbox"/>					
	② そわそわせず落ち着いて行動することができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 話の途中に割り込みず、最後まで人の話を聞くことができる。	<input type="checkbox"/>					
11. 感情のコントロール	① 予定に変更が生じても順応した行動ができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 何かに固執しないで行動することができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ パニックを起こさず感情をコントロールすることができる。	<input type="checkbox"/>					
12. 社会性（集団行動）	① さまりを守った行動ができる。	<input type="checkbox"/>					
	② みんなと一緒に行動（集団行動）がとれる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 場所をわきまえた行動がとれる。	<input type="checkbox"/>					
13. 社会性（コミュニケーション）	① 友達と一緒にトラブルなく遊ぶことができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 人に対して親しみをもった発言や行動をすることができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 相手に合わせた言葉づかいができる。	<input type="checkbox"/>					
児童の得意な点や興味・関心のある事柄							



# 学習と行動のチェックリスト（中学生用）（1）

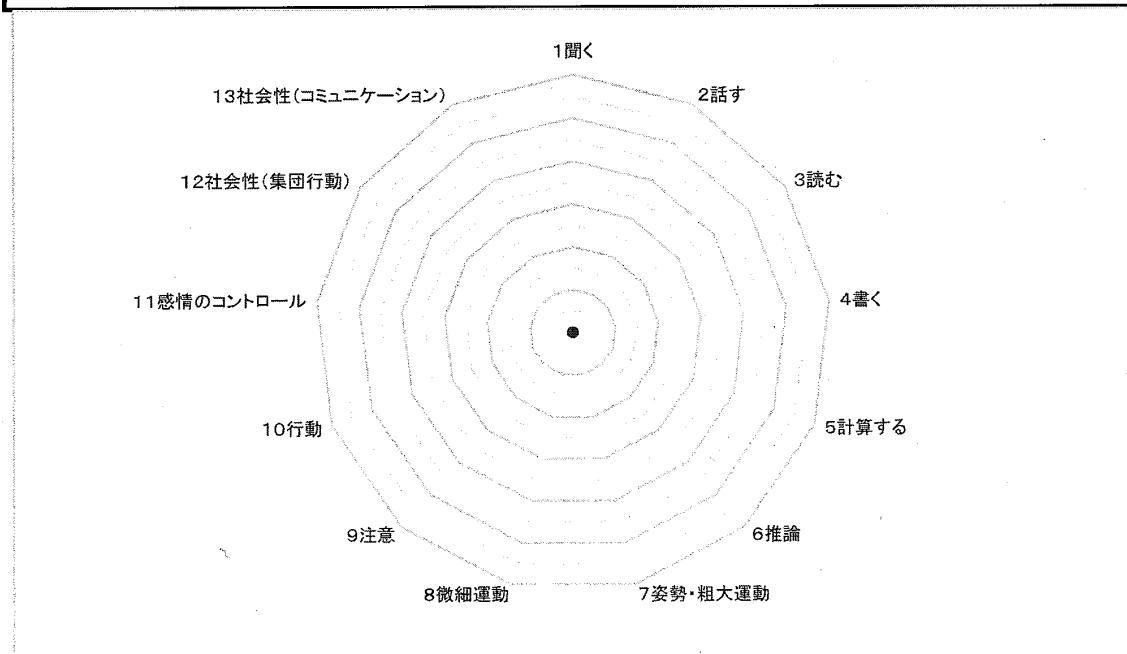
※令和3年3月東京都教育委員会発行 特別支援教室の運営ガイドラインより抜粋

様式1-3		記入日	年 月				
学年・生徒名		記入者	在籍学級担任				
<b>学習と行動のチェックリスト（中学生用）</b>							
※評価：できる→A ほぼできる→B あまりできない→C できない→D 未確認→未							
【達成度の目安】 A：80%以上 B：80～50% C：50～30% D：30%以下							
区分	項目	評価					備考
		A	B	C	D	未	
1 聞く	① 個別に出された口頭の指示を聞いて行動できる。	<input type="checkbox"/>					
	② 一斉の指示を聞いて行動できる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 聞きまちがいなく、話の内容を覚えることができる。	<input type="checkbox"/>					
2 話す	① 適切な速さで、文としてスムースに話すことができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 自分の意思を適切に相手に伝えることができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 経験したことを順序よく話すことができる。	<input type="checkbox"/>					
3 読む	① 既習の漢字や英単語を読むことができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 学年で使用する教科書の一文を流ちょうに読むことができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 説明文や物語文の内容を読み取ることができる。	<input type="checkbox"/>					
4 書く	① 既習の漢字や英単語を書くことができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 決められた時間内で板書を正確に写すことができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 目的や意図に応じて、一定量の文章を書くことができる。	<input type="checkbox"/>					
5 計算する	① 整数2けた程度の四則計算ができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 複数の手続きを要する問題を解くことができる。（立式が2つ必要など）	<input type="checkbox"/>					
	③ 定規やグラフの目盛りの読み取りができる。	<input type="checkbox"/>					
6 推論	① 学年相応に図形を描くことができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 学年相応の量を比較することや、量を表す単位を理解することができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 目的に沿って行動を計画し、必要に応じて修正することができる。	<input type="checkbox"/>					
7 粗姿勢運動	① 授業中に一定時間姿勢を保つことができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 全身を使った運動ができる。（スキップ、ボール運動、縄跳び等）	<input type="checkbox"/>					
	③ 手本をまねてダンスなどをすることができます。	<input type="checkbox"/>					
8 微細運動	① 配られたプリント等を角を合わせて半分に折ることができます。	<input type="checkbox"/>					
	② 鉛筆や筆の筆圧を調節することができます。	<input type="checkbox"/>					
	③ 蝶結びができる。	<input type="checkbox"/>					
9 注意	① 身の回りの整理整頓や物の管理ができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 人の話に注意を向けて聞くことができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 最後まで集中してやり遂げることができます。	<input type="checkbox"/>					

## 学習と行動のチェックリスト（中学生用）（2）

※令和3年3月東京都教育委員会発行 特別支援教室の運営ガイドラインより抜粋

10. 行動	① 着席し、むやみに手足を動かさず、授業を受けることができる。	<input type="checkbox"/>					
	② そわそわせず落ち着いて行動することができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 話の途中に割り込みます、最後まで人の話を聞くことができる。	<input type="checkbox"/>					
11. ト感情のルコン	① 予定に変更が生じても順応した行動ができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 何かに固執しないで行動することができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ パニックを起こさず感情をコントロールすることができる。	<input type="checkbox"/>					
12. (集団)社会性	① きまりを守った行動ができる。	<input type="checkbox"/>					
	② みんなと一緒に行動（集団行動）がとれる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 場所をわきまえた行動がとれる。	<input type="checkbox"/>					
13. 社会性	① 休み時間など、友達と一緒にトラブルなく過ごすことができる。	<input type="checkbox"/>					
	② 人に対して親しみや思いやりをもった発言や行動をすることができる。	<input type="checkbox"/>					
	③ 相手に合わせた言葉づかいができる。	<input type="checkbox"/>					
生徒の得意な点や興味・関心のある事柄							



## 文字の読み書きチェックリスト

※令和3年3月東京都教育委員会発行 特別支援教室の運営ガイドラインより抜粋

様式2

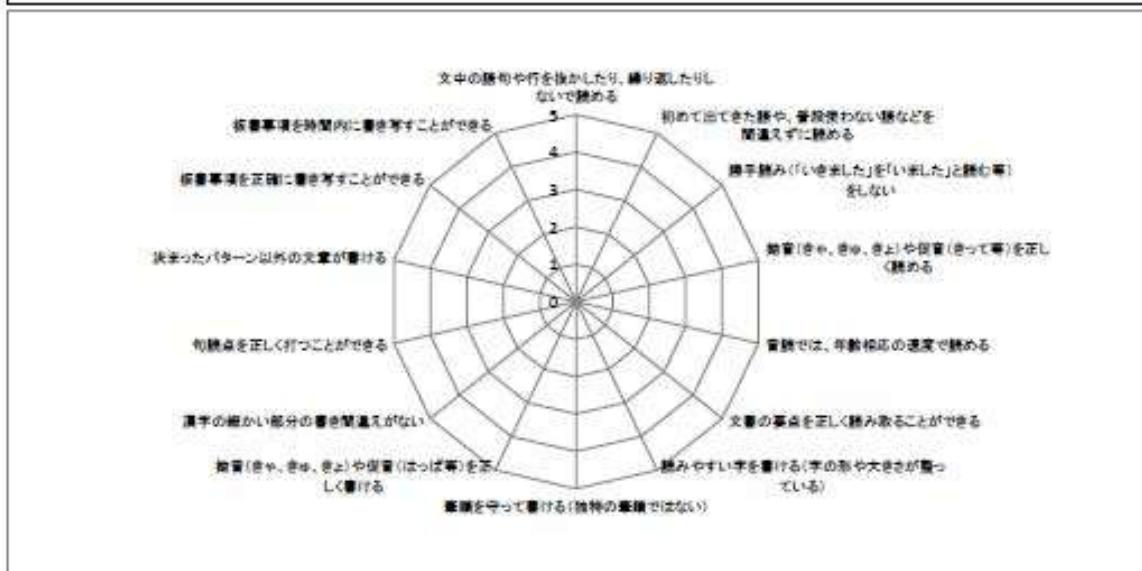
様式2-1

### 文字の読み書きチェックリスト

対象児童 学校名	記入者		記入日 令和〇年〇月〇日
	○〇学校	学年・学級	
読み書きに関する項目	□□□□□ □□□□□	□□□□□ □□□□□	□□□□□ □□□□□
文中の勝句や行を抜かしたり、繰り返したりしないで読める			
初めて出てきた勝や、普段使わない勝などを間違えずに読める			
勝手読み(「いきました」を「いそした」と読み等)をしない			
複音(きゅ、きゆ、きょ)や促音(はっば等)を正しく読みれる			
音読では、年齢相応の速度で読める			
文書の要点を正しく読み取ることができる			
読みやすい字を書ける(字の形や大きさが整っている)			
筆順を守って書ける(独特の筆順ではない)			
複音(きゅ、きゆ、きょ)や促音(はっば等)を正しく書ける			
漢字の細かい部分の書き間違えがない			
句読点を正しく打つことができる			
決まったパターン以外の文書が書ける			
筆書き事項を正確に書き写すことができる			
筆書き事項を時間内に書き写すことができる			

読み・書きに関する児童の様子

--



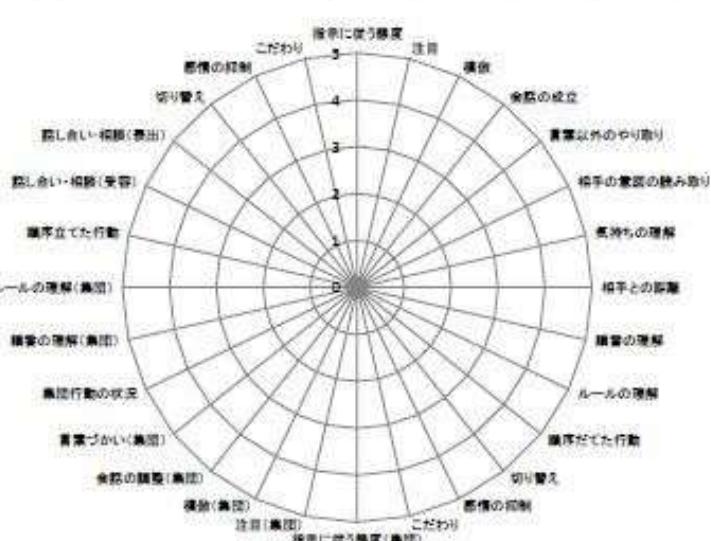
## 社会性・行動のチェックリスト

※令和3年3月東京都教育委員会発行 特別支援教室の運営ガイドラインより抜粋

様式2

様式2-2

社会性・行動のチェックリスト		対象児童 ・学校名	記入者	記入日				
		○○学校	学年・学級	○年○組	令和○年○月○日			
	観察項目等	チ ニ ク ス	観察内容	○できない の困難がある ○少しできる ○はほとんど困難	○やさしくできる ○簡単にできる ○あまりできな い○めりく難題にな る	○やさしくできる ○簡単にできる ○よくできる ○全く困難がない	教訓の 結果	特徴事項
対人関係 と一対一 の場面	指示に従う態度		指示に従って行動する等					
	注目		指示した場所やものに注目する等					
	模倣		簡単な動作の模倣、手遊び等					
	会話の成立		会話を成り立つ、質問等の適切に答える等					
	書寫以外のやり取り		アイコンタクト・表情や態度の意思疎通					
	相手の意識の読み取り		表情の理解や活用し指示だけで脇度する等					
	気持ちの理解		相手の気持ちが理解できる等					
	相手との距離		物や人との適切な距離の把握等					
	順番の理解		相手と順番を守ってやり取りできる等					
	ルールの理解		ルールを守ってやりとりできる等					
集団の中 での行動	順序立てた行動		スケジュールにそって一人で活動する等					
	切り替え		感情の切り替えができる等					
	感情の抑制		自分の感情をコントロールできる等					
	こだわり		こだわりがでてしまう等					
	指示に従う態度(集団)		指示に従って行動する等					
	注目(集団)		指導者の指示に注目する等					
	模倣(集団)		簡単な動作の模倣、手遊び等					
	会話の調整(集団)		声のトーンや音量の調整、間のとり方、声の大きさ等					
	書きづかい(集団)		正しい書き、丁寧な書寫、横書きで防ぐ等					
	集団行動の状況		声に並んだり、みんなが何をやろうとしていることを見て活動できる等					
感情のコント ロール	順番の理解(集団)		集団のルールが分かり、守りながら活動できる等					
	ルールの理解(集団)		集団のルールが分かり、守りながら活動できる等					
	順序立てた行動		集団の流れの中でスケジュール等にそって活動する等					
	話し合い・相談(受容)		話し合い・相談の場面で、人の意見を受け入れることができる等の受容					
	話し合い・相談(表出)		話し合い・相談の場面で、自分の意見を適切に表出できる等の表出					
	切り替え		気持ちの切り替えができる等					
	感情の抑制		自分の感情をコントロールできる等					
	こだわり		こだわりがでてしまう等					



## 用語解説（50音順）

用語	解説
I C T Information and Communications Technology	情報通信機器の総称。 児童・生徒がその困難を取り除いたり、軽減したりするための機器。（例：電子黒板、書画カメラ、タブレット端末等）
インクルーシブ教育 システム	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあること。
学校経営方針	教育目標を達成するために学校経営計画の戦略を明らかにしたもの。経営方針は、関係法令や東京都及び市教育委員会の基本方針を踏まえ、校長が作成する。
学校生活支援シート	本人や保護者の希望を踏まえて、教育・保健・医療・福祉等が連携して幼児・児童・生徒を支援していく長期計画。本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくためのツール。文部科学省では「個別の教育支援計画」という名称であるが、東京都では、幼児・児童・生徒の学校生活を支えることが支援の中核になることから、学校生活支援シートと呼んでいる。
校内委員会	支援が必要な児童・生徒の在籍学級での支援状況等の情報を集約して実態を把握し、支援レベルの見極めや支援方法、特別支援教室での指導目標等について、巡回指導教員や巡回相談心理士等の意見も踏まえ、様々な観点から協議・検討を行う会議。
合理的配慮の提供	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に定められている事項。障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する社会的障壁を取り除くための個別の調整や変更のこと。合理的配慮の提供に当たっては、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、国の行政機関、地方公共団体等、民間事業者における合理的配慮の提供は法的義務である。
子ども支援員	通常の学級で特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の情緒面の安定及び学校生活又は集団生活への適応を図るために、支援を必要とする児童・生徒に対して派遣し、諸問題の解決を図る。
公認心理師	公認心理師登録簿に文部科学省令及び厚生労働省令で定める事項の登録を行った資格。市教育委員会における心理相談員の要件の内のひとつである。（受験資格がある者を含む。）
個別指導計画	学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化した指導計画。幼児・児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定して作成する。

児童発達支援	就学前の障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供する。
就学支援委員会	児童・生徒等の就学先の決定に当たって、一人一人の年齢及び能力に応じ、かつ、特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害の状態等を総合的に勘案して判断するために設置している調査・審議機関。
就学支援シート	小学校に入学に当たり、家庭・幼稚園・保育園等でこれまで「大事にしてきたこと」や「日常生活でちょっとした手助けが必要なこと」などを小学校へ伝えるツール。
就学時健康診断	小学校に入学する新1年生を対象に、実施しなければならない。健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行う、特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。 当市では、就学時健康診断の際に児童の行動観察を実施し、支援の必要な子どもの早期発見と早期支援の一つの機会としている。
スクールカウンセラー	児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談（カウンセリング、コンサルテーション）、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う。
スクールソーシャルワーカー	教育の分野に加えて、社会福祉に関する専門的な知識等を有する者で、問題を抱えた児童・生徒についての環境に対する働きかけや関係機関等とのネットワークを用いた支援等を行う。
タブレット端末	GIGAスクール構想において、児童・生徒に1人1台配置したタブレット端末のこと。通常の学級はWindows端末、特別支援学級はiPad端末を配置し、それぞれの端末に学習支援ソフトやドリル教材等が導入されている。
特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難さを克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置されている学校。
特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校が、地域の幼稚園や小学校、中学校、高校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。学校教育法第74条では、「特別支援学校においては、（略）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育諸学校の要請に応じて、第81条第1款に規定する児童又は生徒の教育に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。」と規定されている。
特別支援教育コーディネーター	学校長が指名した教員で、学校内における特別支援教育の推進役として、校内委員会の企画・運営や、関係機関との連絡調整等や保護者に対する学校の窓口等を担う教員。

特別支援教育士	一般財団法人特別支援教育士資格認定協会が認定する資格。市教育委員会における心理相談員の要件の内のひとつである。（受験資格がある者を含む。）
特別支援教室専門員	巡回指導教員や巡回相談心理士等の巡回日の連絡・調整、児童・生徒の行動観察や指導の記録の作成など、巡回指導教員等と連携して特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行う職員。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校等の子どもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行う。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある児童・生徒に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会の提供等を行う。
マルチメディアデイジーテキスト	通常の教科書と同様のテキスト、画像を学習用タブレット端末で再生し、テキストに音声を同期させて読むことができるもの。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。 「ユニバーサルデザイン 2020」では、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組（「心のバリアフリー」分野）として、学校教育における具体的な取組を明示している。
臨床心理士	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格。市教育委員会における心理相談員の要件の内のひとつである。（受験資格がある者を含む。）
臨床発達心理士	一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構が認定する資格。市教育委員会における心理相談員の要件の内のひとつである。（受験資格がある者を含む。）

## 第三次東大和市特別支援教育推進計画中間年度見直し懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 市の特別支援教育の指針となる第三次東大和市特別支援教育推進計画の中間年度の見直しにあたり、有識者、関係団体及び市民の意見を反映させるために、第三次東大和市特別支援教育推進計画中間年度見直し懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、特別支援教育推進計画の見直しに関する内容について意見をまとめ、教育長に報告する。

### (構成等)

第3条 懇談会は、次に掲げる委員13人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
  - (2) 小・中学校の校長の職にある者 2人
  - (3) 小・中学校の特別支援学級の教職員 4人
  - (4) 教育指導課長 1人
  - (5) 教育相談員 1人
  - (6) 特別支援学校・特別支援学級・特別支援教室に在籍している児童・生徒の保護者 3人以内
- 2 学識経験者は懇談会の円滑な進行を図るため、懇談会においてアドバイザーの役割を担い、特別支援教育制度、市民への理解促進に関すること及び特別支援教育推進計画に関し必要な事項等について助言する。
- 3 懇談会に座長及び副座長を置く。座長は学識経験者とし、副座長は座長が指名する。
- 4 座長は、懇談会を招集し、総括するとともに、懇談会の議長となる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (意見等の聴取)

第4条 懇談会は、必要に応じて、懇談会委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (事務局)

第5条 懇談会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

### (設置期間)

第6条 懇談会の設置期間は、第2条に掲げる事項について意見を教育長に報告するまでとする。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第6条に掲げる設置期間の満了をもって、その効力を失う。

【第三次東大和市特別支援教育推進計画中間年度見直し懇談会委員名簿】

氏名	選出区分	所属
三森 瞳子	学識経験者	星槎大学総合キャリア支援センター特任准教授
吉村 浩	小・中学校の校長の職にある者	東大和市立第七小学校校長
大島 清和	小・中学校の校長の職にある者	東大和市立第二中学校校長
池田 真枝	小・中学校の特別支援学級の教職員	東大和市立第九小学校わかば学級教員
南條 裕介	小・中学校の特別支援学級の教職員	東大和市立第一中学校Ⅰ組教員
川畑 真美	小・中学校の特別支援学級の教職員	東大和市立第七小学校ななもり学級巡回指導教員
中橋 文	小・中学校の特別支援学級の教職員	東大和市立第二中学校ステップ教室巡回指導教員
石田 玲奈	教育指導課長	東大和市教育委員会教育部参事兼教育指導課長事務取扱
宮川 由美	教育相談員	東大和市教育委員会教育部教育指導課巡回指導員
本田 未奈	委員の構成要件を満たす市民	

## 【第三次東大和市特別支援教育推進計画中間年度見直し懇談会経過】

区分	日程・会場	主な内容
第1回	令和6年10月9日 午後3時15分 ～4時45分 東大和市立中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員紹介、座長・副座長の選出について</li> <li>・第三次東大和市特別支援教育推進計画中間年度見直しの趣旨について</li> <li>・国・都等の特別支援教育の動向について</li> <li>・第三次東大和市特別支援教育推進計画の実施状況等について</li> <li>・意見交換</li> </ul>
第2回	令和6年12月11日 午後3時15分 ～4時45分 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次東大和市特別支援教育推進計画（中間年度見直し）案の確認について</li> <li>・特別支援教育の充実について</li> <li>・意見交換</li> </ul>
第3回	令和7年2月25日 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次東大和市特別支援教育推進計画（中間年度見直し）案について</li> </ul>

## 【パブリックコメント】

募集期間	計画（案）閲覧方法	意見
令和7年1月6日（月）～ 令和7年2月4日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報1月1日号に掲載</li> <li>・市公式ホームページ及び市公式SNSに掲載</li> <li>・市役所（教育指導課）、市公式ホームページにおいて計画案の閲覧</li> </ul>	0件



第三次東大和市特別支援教育推進計画（一部改訂版）

発行 令和7年3月

東大和市

編集 東大和市教育委員会 教育部教育指導課

〒207-8585 東京都東大和市中央3丁目930番地

電話：042-563-2111（代表）

FAX：042-563-5933